

日本周産期・新生児医学会
周産期専門医制度規定

(平成30年7月8日改訂)

一般社団法人
日本周産期・新生児医学会

日本周産期・新生児医学会 周産期専門医制度 <目次>

1. 周産期専門医制度規則	2
2. 周産期専門医制度規則施行細則	4
第1章 委員会	4
第2章 周産期専門医	6
第3章 認定施設	7
第4章 指導医	8
第5章 疑義・守秘・公示	9
第6章 事務手続	10
第7章 暫定措置，周産期専門医制度規則付則	11
第8章 認定外科医規定	11
第9章 改正	11
3. 周産期専門医制度規則付則	12
第1章 認定施設及び指導医の申請	12
第2章 周産期専門医の研修カリキュラムと申請資格	16
(周産期専門医 (新生児))	16
(周産期専門医 (母体・胎児))	21
第3章 指導医及び認定施設の資格更新	28
第4章 事務局及び会計	29
第5章 改正	29
4. 周産期専門医資格認定試験実施規定	30
(周産期専門医 (新生児) 症例要約)	32
(周産期専門医 (母体・胎児) 症例要約)	34
5. 周産期専門医資格更新認定試験実施規定	39
6. 周産期専門医制度暫定措置規定	43
第1章 周産期専門医	43
第2章 暫定認定施設	44
第3章 暫定指導医	45
第4章 暫定措置期間における研修単位	46
第5章 会計	46
第6章 改正	46
別掲1 総合周産期母子医療センターの施設基準	47
別掲2 地域周産期母子医療センターの施設基準	51
別掲3 新生児特殊治療施設の施設基準	53
別掲4 周産期母子医療センターの施設・設備	54
別掲5 新生児特定集中治療室管理料	58
別掲6 総合周産期特定集中治療室管理料	60

1. 周産期専門医制度規則

平成16年 4月 1日施行

平成18年10月18日改正

平成19年10月 2日改正

平成20年 7月13日改正

平成21年 7月13日改正

平成22年 7月12日改正

平成24年 7月 9日改正

平成25年 7月14日改正

平成28年 7月17日改正

(目的)

第1条 本制度の目的は優れた知識と錬磨された技能を備えた周産期医療の臨床医を社会に送ることにより、我が国の妊産婦、胎児及び新生児がより高い水準の医学・医療の恩恵を受けることが可能となり、それによって社会の福祉に貢献することである。

一般社団法人日本周産期・新生児医学会(以下、本学会と呼ぶ)の認定する専門医は、周産期医療に従事する医師の水準を高め、高度な医学知識技能によって他の医師に適切な指示を与えることのできる臨床能力を有することが必要とされる。

(認定)

第2条 前条の目的達成のために本学会は定款第47条に基づき専門医制度委員会を設置し、そのもとに専攻医及び専門医の認定委員会(以下、専門医認定委員会と呼ぶ)、認定施設と指導医及び研修単位となる学会または研究会の認定委員会(以下、施設認定委員会と呼ぶ)及び専門医試験委員会、その他必要な委員会を設置することができる。

2. 各委員会の審査に合格した医師、施設及び指導医を、それぞれ日本周産期・新生児医学会周産期専門医(以下、周産期専門医と呼ぶ)、日本周産期・新生児医学会認定施設(以下、認定施設と呼ぶ)及び日本周産期・新生児医学会指導医(以下、指導医と呼ぶ)と認定する。

(専門医の名称)

第3条 日本周産期・新生児医学会周産期専門医の名称は周産期専門医とする。

2. 周産期専門医の英文名称はPerinatologist とする。
3. 指導医の英文名称はSenior Perinatologist とする。

(委員会)

第4条 専門医制度委員会、専門医認定委員会、施設認定委員会及び専門医試験委員会の委員は、原則として本学会評議員のうちより選出する。

(認定取消)

第5条 周産期専門医の認定取消は専門医認定委員会及び理事会の議を経て、総会の承認を必要とする。

(疑義)

第6条 認定及び認定の取消について、当該医師及び当該施設は疑義を申し立て、あるいは弁明する権利を持つ。

(公示)

第7条 本学会は周産期専門医、認定施設、指導医に関する必要な事項を、本学会ホームページあるいは機関誌に公示するものとする。

(改正)

第8条 本規則は、総会の議を経て変更することができる。

2. 周産期専門医制度規則施行細則

平成16年 4月 1日施行

平成18年10月18日改正

平成19年10月 2日改正

平成20年 7月13日改正

平成21年 7月13日改正

平成22年 7月12日改正

平成24年 7月 9日改正

平成25年 7月14日改正

平成27年 3月17日改正

平成28年 2月 7日改正

平成28年 7月17日改正

第1章 委員会

(構成と定員)

第1条 専門医制度委員会の構成は定款施行細則第29条に従い、担当理事を委員長とし、副委員長、担当幹事と委員から成る。

2. 専門医制度委員会副委員長は委員長の専門領域と重複しないA領域(産科，以下A領域と呼ぶ)，B領域(小児科，以下B領域と呼ぶ)，C領域(小児外科，麻酔科などA，B領域以外の科，以下C領域と呼ぶ)から2名とする。
3. 専門医制度委員会の委員定数は委員長と副委員長を含め10名程度とする。
4. 委員の構成比はA領域，B領域は同数とし，C領域より少なくとも1名とすることを原則とする。
5. 専門医制度委員会の担当幹事は，A領域，B領域より各2名，C領域から1名，計5名とする。
6. 専門医認定委員会，施設認定委員会及び専門医試験委員会の構成比は第1条第4項に従う。
7. 専門医認定委員会，施設認定委員会及び専門医試験委員会の委員長は，A領域，B領域から各1名，計2名とする。ただし，必要に応じてC領域の委員長を選任することができる。
8. 専門医認定委員会と施設認定委員会及び専門医試験委員会の担当幹事は，A領域，B領域，C領域から各1名，計3名とする。

(任期)

第2条 専門医制度委員会，専門医認定委員会，施設認定委員会及び専門医試験委員会委員の任期は1期2年とし，再任を妨げない。

2. 専門医制度委員会委員長，副委員長の任期は1期2年とし，連続2期を超える再任は認めない。
3. 専門医認定委員会，施設認定委員会及び専門医試験委員会の委員長の任期は1期2年とし，連続2期を超える再任は認めない。

(選任方法)

第3条 専門医制度委員会委員は原則として評議員のうちより理事会において選任する。

2. 専門医制度委員会副委員長は第1条第2項に従い、専門医制度委員会委員長が選任する。
3. 専門医認定委員会、施設認定委員会及び専門医試験委員会委員は、第1条第6項に従い、専門医制度委員会委員長が選任する。
4. 専門医認定委員会、施設認定委員会及び専門医試験委員会委員長は、第1条第7項に従い、専門医制度委員会委員長が選任する。
5. 専門医制度委員会、専門医認定委員会、施設認定委員会及び専門医試験委員会の担当幹事は第1条第5項、第8項に従い専門医制度委員会委員長と各委員会委員長が選任する。

(解任)

第4条 専門医制度委員会委員の解任は定款第23条を準用する。

(補充)

第5条 専門医制度委員会委員がその職責を全うできない時は、理事長は理事会の議を経て補充することができる。

2. 専門医認定委員会、施設認定委員会及び専門医試験委員会委員がその職責を全うできない時は、各々の委員会委員長が補充することができる。
3. 補充により選任された専門医制度委員会、専門医認定委員会、施設認定委員会及び専門医試験委員会委員の任期は前任者の残存期間とする。

(運営)

第6条 専門医制度に関する委員会の成立定足数は委任状を含めた定員の3分の2以上とする。代理人は認めない。

2. 議決は賛成、反対、保留の順に行い、出席者の過半数をもって決する。

(業務)

第7条 専門医制度委員会の業務は以下の通りである。

- (1) 専攻医、周産期専門医、認定施設、指導医の申請資格及び認定の可否の審査に必要な
実地調査
 - (2) 周産期専門医制度規定の改正に関する審議
 - (3) その他本制度の目的を達成するのに必要な事項
2. 専門医認定委員会は以下の業務を行う。
- (1) 研修開始届の審査
 - (2) 周産期専門医の認定を希望する者の申請資格の審査
 - (3) 周産期専門医の認定の可否の審査
 - (4) 周産期専門医の資格更新の可否の審査
 - (5) 周産期専門医の研修内容の実態調査
 - (6) その他本制度の目的を達成するのに必要な事項

3. 施設認定委員会は以下の業務を行う。
 - (1) 認定施設を希望する施設の申請資格の審査
 - (2) 認定施設の可否の審査
 - (3) 認定施設の資格更新の可否の審査
 - (4) 認定施設の実態調査
 - (5) 指導医の認定を希望する者の申請資格の審査
 - (6) 指導医の認定の可否の審査
 - (7) 指導医の資格更新の可否の審査
 - (8) 研修単位となる学会または研究会の申請資格の審査
 - (9) その他本制度の目的を達成するのに必要な事項
4. 専門医試験委員会は以下の業務を行う。
 - (1) 周産期専門医資格認定試験に関する業務
 - 1) 筆答試験問題の作成
 - 2) 筆答試験及び口頭試験の施行
 - 3) 筆答試験及び口頭試験の成績判定
 - (2) 周産期専門医資格更新認定試験に関する業務
 - 1) 周産期専門医資格更新認定試験問題の作成
 - 2) 試験の施行
 - (3) その他本制度の目的を達成するのに必要な事項
5. 日本周産期・新生児医学会認定外科医（以下、認定外科医）に関する業務

第2章 周産期専門医

（周産期専門医認定資格）

第8条 周産期専門医の認定を希望する者は、以下の基準をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 日本国の医師免許(医籍)を有すること。
- (2) 基本学会である日本産科婦人科学会、日本小児科学会のいずれかの専門医であること。
- (3) 周産期専門医資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納していること。
- (4) 第2項の基本学会専門医資格を取得後、認定施設における3年間の研修を終了し、規則付則に定める臨床経験を持っていること。
- (5) 本学会が認める周産期・新生児学に関連した学術論文1編以上を筆頭著者として査読制度のある雑誌に発表していること。
- (6) 本学会が認める周産期・新生児学に関連した学会または研究会に所定の回数参加し、かつ筆頭演者として発表を行っていること。
- (7) 研修の届出を行い、所定の研修年次報告書を毎年、提出していること。
- (8) 本学会の行う周産期専門医資格認定試験に合格していること。

(研修開始申請資格の特例)

第9条 基本学会の専門医資格取得時期と研修開始時期に関する特例は規則付則に定める。

(認定期限)

第10条 周産期専門医としての認定期間は認定の日より5年間とする。

2. 国外での研修，病気療養，産休・育休等については申請の上，周産期専門医の認定期間を延長することができる。
3. 周産期専門医の延長期間は資格停止とし，資格停止期間は最大5年間とする。

(取消)

第11条 以下の各項に該当する時は周産期専門医の認定を取消すものとする。

- (1) 定款第16条及び第17条により，会員の資格を失った時。
- (2) 申請書に虚偽の認められた時。
- (3) その他，周産期専門医として不適切と認められた時。

(復活，再申請，更新)

第12条 定款第16条第2項(3)による会費滞納により退会となり取消された周産期専門医資格は，会員へ復帰後，審査のうえ復活を認めることがある。

2. 前条(2)によって取消された時は，5年間再申請することを認めない。
3. 周産期専門医の資格更新については別に定める。
4. 周産期専門医の資格更新を希望する者は所定の資格更新認定申請書に記載し，所定の更新料とともに，8月1日から9月25日までの間に周産期専門医の更新の申請手続き及び周産期専門医資格更新認定試験を終了しなければならない。

第3章 認定施設

(種類)

第13条 認定施設は基幹認定施設，指定認定施設及び補完認定施設とする。

2. 指定認定施設及び補完認定施設は基幹認定施設とともに認定施設群を構成する。
3. 認定施設群の構成，基準は施設認定委員会において別に定める。

(申請資格)

第14条 認定施設及び認定施設群を希望する施設は，規則付則に定める基準をすべて満たしていることが必要である。

2. 認定申請は，基幹認定施設の場合は当該施設が，指定・補完認定施設の場合は，基幹認定施設の代表指導医が施設長と連名で行うことが必要である。

(認定期限)

第15条 認定施設の認定期間は認定の日から5年間とする。

(取消)

第16条 以下の各項に該当する時は認定施設を取消することができる。

- (1) 認定を辞退する時。
- (2) 指導医が引き続き6か月以上不在の時。
- (3) 施設年次報告書が提出期限後6か月以内に提出されない時。
- (4) 施設年次報告書または施設申請書に虚偽が認められた時。
- (5) その他、認定施設として不適切と認められた時。

(復活, 再申請, 更新)

第17条 前条(1), (2), (3), (5)によって取消された認定は, 審査のうえ, 復活することができる。この場合, 認定期間は残りの期間とする。

2. 前条(4)によって取消された認定は, 5年間再申請することを認めない。
3. 認定施設の更新については別に定める。
4. 更新を希望する認定施設は所定の更新用紙に記載して認定の期限内に申請しなければならない。

第4章 指導医

(代表指導医)

第18条 各基幹・指定認定施設及び認定施設群に各々施設代表指導医及び施設群代表指導医をおく。

2. 施設代表指導医は該当認定施設のすべての指導医を代表し, 統轄する。
3. 施設群代表指導医は該当認定施設群のすべての指導医を代表し, 統轄する。
4. 代表指導医の選任は該当認定施設あるいは認定施設群が行い, 施設認定委員会に届け, 承認を得る。

(責務と業務)

第19条 指導医の責務と業務は以下の通りである。

- (1) 指導期間中の研修についてすべての責任を負う。
 - (2) 補完認定施設における研修についてもすべての責任を負う。
 - (3) 指導医が交代する時には, すみやかに担当する専攻医の研修内容を次の指導医に伝達する。
 - (4) 指導医が引き続き6か月以上, その施設において指導が不可能な時はすみやかに届け出る。
 - (5) 指導期間終了時に研修記録簿を閲覧し, 承認する。
 - (6) 指導期間終了時に専攻医の評価を行う。
 - (7) 指導期間終了時に専攻医による指導評価を受ける。
 - (8) 指導医講習会を任期中に所定の回数, 受講する。
2. 代表指導医の責務と業務は前項の他に以下の通りである。
- (1) 認定施設の申請を行う。

- (2) 該当認定施設での研修プログラムを作成し、提出する。
 - (3) 認定施設群を構成する認定施設では、(1)、(2)については施設群代表指導医に提出する。
 - (4) 指導期間中の研修状況についての施設年次報告書を提出する。
3. 施設群代表指導医の責務と業務は以下の通りである。
- (1) 認定施設群の申請を行う。
 - (2) 認定施設群を構成するすべての認定施設における研修についての責任を負う。
 - (3) 認定施設群を構成する認定施設では前項(1)、(2)については施設群代表指導医が施設認定委員会に申請、報告する。

(申請資格)

第20条 指導医の認定を希望する者は、規則付則に定める基準をすべて満たしていることが必要である。

(認定期限)

第21条 指導医の認定期間は認定の日から5年間とする。

(取消)

第22条 以下の各項に該当する時は指導医の認定を取消することができる。

- (1) 認定を辞退する時。
- (2) 第19条に定める責務と業務が果たされていない時。
- (3) 施設年次報告書が期限後6か月以内に提出されない時。
- (4) 施設年次報告書または施設個別調査票及び指導医履歴書に虚偽が認められた時。
- (5) その他、指導医として不適切と認められた時。

(復活、再申請、更新)

第23条 前条(1)、(2)、(3)、(5)によって取消された認定は、審査のうえ、復活することができる。この場合、認定期間は残りの期間とする。

- 2. 前条(4)によって取消された認定は、5年間再申請することを認めない。
- 3. 指導医資格の更新については規則付則に定める。
- 4. 更新を希望する者は所定の更新用紙に記載して認定の期限内に申請しなければならない。

第5章 疑義・守秘・公示

(疑義)

第24条 認定及び認定取消に関する疑義は、書面をもって理事長に行う。理事長は当該委員会の議を経て6か月以内に書面をもってその結果を回答する。

- 2. 認定の取消にあたっては、当該医または認定施設に弁明の機会を与える。

(守秘)

第25条 本学会は申請書及び報告書の内容について、その秘密を守る義務を負う。

2. 提出された申請書、報告書及びその複写は学会がこれらを保管する。
3. 書類の複写は審査の目的に限る。
4. 関係者は職務上知り得たこれらの書類の内容を他に洩らしてはならない。

(公開)

第26条 申請書及び報告書の内容の公開は統計の形式に限り、機関誌に掲載する。

2. 会員は学術研究の目的で上記の形式による公開を求めることができる。
3. 統計の実施と内容は、理事会の審議と承認を必要とする。

(公示)

第27条 本学会は下記の項目について決定した場合は、すみやかにホームページあるいは機関誌に公示する。

- (1) 委員会委員の氏名及び所属施設
- (2) 認定施設の施設名及び所在地
- (3) 指導医の氏名及び所属施設
- (4) 周産期専門医の氏名と認定番号

第6章 事務手続

(研修届)

第28条 研修を希望する者は所定の研修開始届を研修開始後30日以内に理事長に提出する。

2. 専門医認定委員会は研修開始届を審査し、受理した者について、研修を許可する。
3. 研修を休止する時及び再開する時はそれぞれ所定の届けをすみやかに提出する。
4. 認定施設、指導医を変更する時はそれぞれ所定の届けをすみやかに提出する。

(年次報告書)

第29条 研修を行っている者は、所定の研修年次報告書を毎年5月末日までに提出する。

2. 認定施設は、施設年次報告書を毎年5月末日までに理事長に提出する。
3. 提出期限に遅れた時は、その月数に応じて、周産期専門医の認定申請時の症例数を減じることができる。
4. 年次報告書の対象期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(認定期日)

第30条 新しく認定あるいは更新された周産期専門医の認定資格は12月1日からとする。

(申請の期限)

第31条 認定を希望する施設及び指導医は、原則として6月末日までに所定の様式の申請書一式を理事長に提出する。

2. 認定の更新を希望する施設及び指導医は、認定期限の終了する年度の12月末日までに申請するものとする。
3. 更新申請が上記の期限を過ぎた場合は新規申請となる。
4. 周産期専門医の認定申請の期限については別に定める。
5. 周産期専門医の更新申請の期限については別に定める。

(申請の費用)

第32条 申請者は別に定める受験料、申請料、登録料などを納付しなければならない。既納の諸費用はこれを返却しない。

第7章 暫定措置、周産期専門医制度規則付則

(暫定措置)

第33条 本制度の規則及び施行細則の施行にあたり、暫定措置を定めることができる。

2. 暫定措置に定めるほかは、本規定を準用する。

(規則付則)

第34条 本規則付則は以下の通りとする。

- (1) 認定施設及び指導医の申請
- (2) 周産期専門医の研修カリキュラムと申請資格
- (3) 指導医及び認定施設の資格更新
- (4) 事務局及び会計
- (5) 改正

第8章 認定外科医規定

(認定外科医)

第35条 認定外科医については認定外科医規定及び施行細則に別途定める。

第9章 改正

(改正)

第36条 本施行細則の改正は専門医制度委員会の発議により理事会が議決し総会に報告する。

付則

第10条第3項は、平成30年1月1日から適用する。

3. 周産期専門医制度規則付則

平成16年 4月 1日施行

平成18年10月18日改正

平成19年10月 2日改正

平成20年 7月13日改正

平成21年 7月13日改正

平成22年 7月12日改正

平成24年 7月 9日改正

平成25年 7月14日改正

平成28年 2月 7日改正

平成28年 4月 9日改正

平成28年 7月17日改正

平成30年1月20日改正

平成30年 7月8日改正

第1章 認定施設及び指導医の申請

(研修領域)

第1条 周産期専門医は、研修領域により周産期専門医（新生児）と周産期専門医（母体・胎児）と呼ぶ。

2. 認定施設は、研修領域により周産期専門医（新生児）認定施設と周産期専門医（母体・胎児）認定施設と呼ぶ。

3. 指導医は、研修領域により周産期専門医（新生児）指導医と周産期専門医（母体・胎児）指導医と呼ぶ。

(周産期専門医（新生児）認定施設の申請資格)

第2条 認定施設を希望する施設は、以下の基準をすべて満たすことが必要である。

1. 認定施設基準

(1) 基幹認定施設は以下の基準をすべて満たすこと。

1) 新生児特殊治療施設の基準について「厚生省周産期医療整備事業，日本産科婦人科学会・日本小児科学会の見解(1997)」(別掲1)を充たしていること。

2) 新生児集中治療室は厚生労働省周産期医療対策事業実施要項，周産期医療システム整備指針(別掲2)を充たしていること。

3) 新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準(厚生大臣が定める施設基準，平成12年3月厚生省告示第67号)(別掲3)を充たしていること。

(2) 指定認定施設は以下の基準をすべて満たすこと。

1) 前項1)に準じていること。

2) 前項2)に準じていること。

3) 前項3)に同じ。

4) 新生児特殊治療施設の定床は9床以上あり，新生児集中治療室(NICU)もしくはそれ

に準じる病床が3床以上あること。

- 5) 新生児特殊治療施設には専任の医師が24時間勤務していること。
 - 6) 新生児特殊治療施設は独立看護単位となっていること。
 - 7) 地域の新生児医療の中心としての機能(搬送と情報)のシステムを有していること。
- (3) 補完認定施設は以下の施設のうち施設認定委員会の認めたものとする。
- 1) 周産期医療の領域で特化した分野，高度な分野の医療を行っている施設で，基幹及び指定認定施設の研修機能を補完する施設。
 - 2) その他の周産期医療施設のうち基幹及び指定認定施設での研修機能を補完する目的の施設。

2. 指導に関わる医師

基幹及び指定認定施設においては指導に関わる医師について以下のすべてを充たすこと。

- (1) 本学会の認定した周産期専門医（新生児）指導医が常時，勤務していること。
- (2) 周産期専門医（新生児）指導医の他に1名以上の新生児医療に専任する医師が常時，勤務していること。
- (3) 周産期医療に関わる医師のうち次の2種類以上の診療科の医師が非常勤も含め勤務し，専攻医の指導を行っていること。
周産期専門医（母体・胎児），小児外科医，小児神経科医，眼科医，小児循環器科医，麻酔科医

3. 診療実績

過去5年間の診療実績が以下のすべてを充たすこと。

- (1) 基幹認定施設
 - 1) 年間入院数：新生児特殊治療施設への入院患者数100名以上
 - 2) 年間症例数：超低出生体重児10例以上，極低出生体重児30例以上，N-CPAPを除く人工呼吸管理症例数30例以上
- (2) 指定認定施設
 - 1) 年間入院数：新生児特殊治療施設への入院患者数50名以上
 - 2) 年間症例数：N-CPAPを除く人工呼吸管理症例数10例以上
- (3) 新生児外科手術症例を扱う認定施設の特例
指定認定施設の診療実績を充たし，かつ過去5年間の年間新生児外科手術症例数20例以上の施設は，基幹認定施設と認めることができる。

4. 教育・研究実績

- (1) 周産期医学の卒後教育，研修カリキュラムをもち，実施されていること。
- (2) 医学的会合(症例検討会，抄読会，講演会など)が定期的に行われていること。
- (3) 周産期医学に関する主要な蔵書があり，2種類以上の欧文雑誌が定期的に購読されていること。或いはインターネットなどを介して，常時，必要な文献が検索可能なこと。

5. 補完認定施設の施設基準，診療実績及び教育・研究実績の基準は施設認定委員会において別に定める。

(周産期専門医 (母体・胎児) 認定施設の申請資格)

第3条 認定施設を希望する施設は、以下の基準をすべて満たすことが必要である。

1. 認定施設基準

(1) 基幹認定施設は以下の基準のうち1)～4)のすべての項目を充たすこと。もしくは5)の項目を充たすこと。

- 1) 周産期母子医療センターの基準について「厚生省周産期医療整備事業，日本産科婦人科学会・日本小児科学会の見解(1997)」(別掲4)を充たしていること。
- 2) 母体・胎児集中治療室は厚生労働省周産期医療対策事業実施要項，周産期医療システム整備指針(別掲5)を充たしていること。
- 3) 母体・胎児集中治療室管理料に関する施設基準(厚生大臣が定める施設基準，平成12年3月厚生省告示第67号)(別掲6)を充たしていること。
- 4) 第2条第1項(1)に定める新生児集中治療室(NICU)を含む新生児特殊治療施設が併設されていること。
- 5) 周産期医療の領域で特化した分野，高度な分野の医療を行っている施設で，施設認定委員会の認めた施設。

(2) 指定認定施設は以下の基準のうち1)～6)のすべての項目を充たすこと。もしくは7)の項目を充たすこと。

- 1) 前項1)に準じていること。
- 2) 前項2)に準じていること。
- 3) 前項3)に同じ。
- 4) 母体・胎児集中治療室には専任の医師が24時間勤務していること。
- 5) 母体・胎児集中治療室は独立看護単位となっていること。
- 6) 第2条第1項(2)に定める新生児集中治療室(NICU)もしくはそれに準じる病床があること。
- 7) 地域の母体・胎児医療の中心としての機能(搬送と情報)のシステムを有していること。

(3) 補完認定施設は以下の施設のうち施設認定委員会の認めたものとする。

- 1) 周産期医療の領域で特化した分野，高度な分野の医療を行っている施設で，基幹及び指定認定施設の研修機能を補完する施設。
- 2) その他の周産期医療施設のうち基幹及び指定認定施設での研修機能を補完する目的の施設。

2. 指導に関わる医師

基幹及び指定認定施設においては指導に関わる医師について以下のすべてを充たすこと。

- (1) 本学会の認定した周産期専門医 (母体・胎児) 指導医が常時，勤務していること。
- (2) 周産期専門医 (母体・胎児) 指導医の他に1名以上の母体・胎児医療に専任する医師が常時，勤務していること。
- (3) 周産期医療に関わる医師のうち次の2種類以上の診療科の医師が非常勤も含め勤務し，専攻医の指導を行っていること。

周産期専門医 (新生児)，小児外科医，脳神経外科医，眼科医，循環器科医，精神科

医，麻酔科医，救命救急医

3. 診療実績

過去5年間の診療実績が以下を充たすこと。

(1) 基幹認定施設

年間の診療実績スコア*が下記のいずれかを充たすこと。

- 1) 母体搬送受入数，母体搬送症例率（母体搬送症例率＝母体搬送受入数÷出産数）のいずれかが2点以上でかつ合計12点以上であること。
- 2) 母体搬送受入数，母体搬送症例率（母体搬送症例率＝母体搬送受入数÷出産数）のいずれかが2点以上でかつ出産数の項目以外で4点である項目が1項目以上あること。

(2) 指定認定施設

年間の診療実績スコアのうち母体搬送受入数，母体搬送症例率（母体搬送症例率＝母体搬送受入数÷出産数）のいずれかの項目が1点以上であり，かつ，合計6点以上であること。

診療実績スコア（2-1・2-2はいずれか高いスコアのみ）

項目／点数	4	3	2	1	0
1. 出産	≥1,000	999-700	699-400	399-200	<200
2-1. 母体搬送受入数	≥100	99-50	49-25	24-10	<10
2-2. 母体搬送症例率(%)	≥10	9.9-7.5	7.4-5.0	4.9-2.5	<2.5
3. 母体偶発合併症数	≥200	199-100	99-50	49-25	<25
4. 産科合併症数	≥700	699-400	399-200	199-100	<100
5. 胎児異常症例数	≥30	29-20	19-10	9-5	<5
6. 極低出生体重児	≥30	29-20	19-10	9-5	<5
7. 日本産科婦人科学会周産期データ登録				有	無

*：各項目について1年間の診療実績を合計する。

（2-1・2-2はいずれか高いスコアのみ）

出産数：多胎は胎児ごとに1症例とする。

2-1) 母体搬送受入：妊婦が医療機関の紹介により，当該施設を受診し，すみやかな診断，治療などが必要と認められ，紹介当日中に入院したもので，受診に至る交通手段，受診の受付の種類は問わない。

2-2) 母体搬送症例率(%)：母体搬送症例率（母体搬送症例率＝母体搬送受入数÷出産数），または母体搬送受入数のいずれか高いスコアを選択する。

3) 母体偶発合併症：妊娠・分娩以前に発症している疾患，あるいはその原因が妊娠・分娩の直接的な影響によらない疾患。

注：1) 一人の妊婦が複数の合併症を同時期に持った時は1疾患と数える。

2) 一人の妊婦が異なる時期に合併症を持った時はそれぞれ1疾患と数える。

4) 産科合併症：その原因が妊娠・分娩の直接的な影響による疾患。

注：1) 一人の妊婦が複数の合併症を同時期に持った時は1疾患と数える。

2) 一人の妊婦が異なる時期に合併症を持った時はそれぞれ1疾患と数える。

3) 妊娠貧血（鉄欠乏性貧血），流産（妊娠12週未満）は含まない。

- 5) 胎児異常症例：出生前，出生後を問わず，また診断時期に拘わらず，胎児・新生児に認められる形態的異常(外表奇形，内臓奇形)及び機能異常で治療の必要性のあるもの。
 - 6) 極低出生体重児：出生体重1,500g未満の児。
 - 7) 日本産科婦人科学会周産期データ登録を行った年度は診療実績に1点加点する。
4. 教育・研究実績：第2条第4項に同じ。
 5. 補完認定施設の施設基準，診療実績及び教育・研究実績の基準は施設認定委員会において別に定める。

(認定施設基準と方法)

第4条 総合周産期母子医療センターとして認可された施設は基幹認定施設とみなす。

2. 地域周産期母子医療センターとして認可された施設は指定認定施設とみなす。
3. 認定施設群は基幹認定施設と指定認定施設，補完認定施設をもって構成される。
4. 認定施設群は原則として医療圏別に構成し，人口，出生数，本学会会員数，専攻医数などを考慮し，全国でほぼ同等の研修水準を保つこととする。

(指導医の種類と申請資格)

第5条 周産期専門医指導医は周産期専門医（新生児）の指導医と周産期専門医（母体・胎児）の指導医の2種類とする。

2. 指導医の認定を希望する者は以下の基準をすべて満たしていること。
 - (1) 日本周産期・新生児医学会の周産期専門医資格を有していること。
 - (2) 日本周産期・新生児医学会周産期専門医取得後，5年以上の臨床経験があること。
 - (3) 周産期専門医制度の認定施設に勤務していること。
 - (4) 新生児学・母体・胎児医学関連の社会的活動があること(学会評議員・役員，公的委員会委員，地域の研究会・研修会などの役員など)。

第2章 周産期専門医の研修カリキュラムと申請資格

(周産期専門医（新生児）)

第6条 一般目標

周産期専門医（新生児）は健常新生児及び病的新生児に対する診療を行い，助言を提供する新生児医療の専門医であり，以下の知識と技能を習得することが必要である。

- (1) 胎児，新生児の成長，発達の正常及び異常な側面について生理学的，病理学的に高度な理解と知識を有すること。
- (2) 産科的，内科的，外科的妊娠合併症とそれらが母体，胎児，新生児に与える影響について十分な専門的理解を有すること。さらにMFICUでの研修を受けることが望ましい。
- (3) 合併症を有する新生児の診断と治療に対する最新の専門的知識と技能を有すること。
- (4) ハイリスク新生児の長期予後に関する高度な知識と健康診査の技能を有すること。

2. 行動目標

基本内容

知識

- (1) ハイリスク妊娠・分娩の識別，母体搬送，ハイリスク胎児についての知識
- (2) 健常新生児の生理と成長，発達の理解
- (3) 病的新生児の病態についての理解と診断，問題対処能力の体得
- (4) 母子相互作用及び母乳育児の重要性についての理解
- (5) 周産期医療の地域化などの社会医学の理解

診療技能

- (6) 重症新生児の全身管理及び集中治療
- (7) 分娩立会い(正常及び異常分娩)と新生児の取り扱い
- (8) 新生児搬送
- (9) 健常新生児の乳幼児健診
- (10) 健全な母子関係の形成と確立についての支援
- (11) ハイリスク児のフォローアップ

診療態度，医療倫理

- (12) 患者及びその家族への面接技術の体得
- (13) 疾患の説明技術の体得
- (14) 患者及びその家族の心理の理解と支援
- (15) 母体・胎児・新生児・その家族についての生命倫理の理解

研究，教育，生涯教育

- (16) 専攻医・看護師・医学生・看護学生への教育体験
- (17) 臨床的もしくは実験的研究計画の作成と実施への参加
- (18) 学会発表及び学会参加
- (19) 学術論文の発表

3. 基本ユニット

わが国の妊産婦，胎児及び新生児に，より高い水準の医学・医療を提供し，全人的医療を実践できる周産期専門医（新生児）になるために，新生児領域における横断的な医学・医療の基盤を理解し，新生児科医として求められる姿勢と適切な診療能力を身につける．基本ユニットは以下の通りとする．

- (1) 周産期医療体制(チーム医療，地域化，母体搬送，新生児搬送，バックトランスファー)
- (2) 母体・胎児医学(ハイリスク妊娠・分娩の識別，ハイリスク胎児)
- (3) 健常新生児(生理と成長，発達)
- (4) 病的新生児(病態についての理解と診断，問題対処能力の体得，フォローアップ)
- (5) 家族指向型医療(母子相互作用及び母乳育児，育児支援)
- (6) 生命倫理
- (7) 教育
- (8) 研究
- (9) アドボカシー

4. ユニット別一般目標(GIO)と行動目標(SBOs)

- (1) 周産期医療体制

GI0 :

地域及び施設における周産期医療体制の維持・発展に寄与するために、施設を取り巻く地域の最新の周産期医療状況を把握し、安全で効率的な周産期医療を供給できる能力を修得する。

SBOs :

- 1) 地域の最新の人口，出生数，周産期死亡数，新生児死亡数，乳児死亡数などが述べられる。
- 2) 地域の周産期施設について，所在・スタッフ・医療状況を知っている。
- 3) 地域全体の周産期医療体制の改善に参画する。
- 4) 入院依頼情報に適切に対応する。
- 5) 母体搬送の適応とタイミングを理解する。
- 6) 新生児搬送の適応を理解し，安全に搬送を遂行することができる。
- 7) バックトランスファーを活用して有効に病床を利用する。
- 8) 医療チームの重要性を理解し，リーダーシップを発揮する。
- 9) 医療安全体制の確立に配慮する。

(2) 母体・胎児医学

GI0 :

医学的介入が必要な胎児・新生児を選別して十分な医療資源を投入し，かつ不要な介入を避けるために，母体・胎児の正常・異常に関する専門知識を理解し，生まれてくる児に関して収集した種々の周産期情報に基づき，児への適切な対応ができる能力を身につける。

SBOs :

- 1) 正常妊娠・分娩の生理を理解する。
- 2) 妊娠合併症，合併症妊娠，胎児異常を理解する。
- 3) 母体への薬物の影響や環境物質の胎児への影響を理解する。
- 4) 必要な周産期情報を収集する。
- 5) 適切な分娩法と分娩時期を産科医と討議できる。

(3) 健常新生児

GI0 :

健常新生児が健やかに成育していくために，新生児の生理を理解し，適切な養護と診察・診療が実施できる能力を身につける。

SBOs :

- 1) 新生児の生理的適応過程を理解する。
- 2) 新生児健診を実施する。
- 3) 基本的新生児養護(保温，栄養，感染防御)を実施する。
- 4) 生理的黄疸に正しく対応する。
- 5) 母子感染(B型肝炎，GBS，HTLV-1，HIVなど)の予防対策を実施する。
- 6) スクリーニング体制を適切に運用する。

(4) 病的新生児

GI0 :

病的新生児に適切に対処し、後遺症なき生存を獲得するために、別掲の疾患の病態を理解し、正しく診断・治療を行う能力を身につける。

SBOs :

- 1) ハイリスク分娩に際して、蘇生チームを指揮する。
- 2) 極低出生体重児の診療に熟達する。
- 3) 他科疾患に対して、各診療科医と協力して診療する。
- 4) 新生児の呼吸管理に熟達する。
- 5) 新生児の循環管理に熟達する。
- 6) 新生児の栄養・輸液管理に熟達する。
- 7) 新生児の感染予防・治療を遂行する。
- 8) 新生児の神経学的評価を実施する。
- 9) 新生児の病的黄疸の管理に熟達する。
- 10) 新生児の血液疾患の管理に熟達する。
- 11) 専門家と協力して遺伝性疾患に対して必要な支援を行う。
- 12) ハイリスク新生児のフォローアップに熟達する。

(5) 家族指向型医療

GI0 :

児を取り巻く健全な家族関係を確立させ、より好ましい成育環境を整えていくために、適切な社会資源の活用を促し、専門的知識に立脚した必要な援助を行う能力を身につける。

SBOs :

- 1) 社会的なハイリスク因子が抽出できる。
- 2) ハイリスク分娩に臨む母親・家族に対して継続的な支援を行う。
- 3) 臨床心理士、看護師などの他職種のスタッフと協働する。
- 4) 家族参加型医療に配慮した診療体制を作る。
- 5) 母乳栄養の推進に対して指導的な役割を果たす。
- 6) 虐待の予防、早期発見に向けて、専門家チームに参画する。
- 7) 育児支援に配慮した診療を行う。
- 8) 必要に応じて社会的資源(家族会、保健所、訪問誘導など)との連携を図る。

(6) 生命倫理

GI0 :

児に最善の利益をもたらす診療を行うために、臨床倫理的な知識を身につけ、児のアドボケートとなりうるようなコミュニケーションスキルと診療態度を修得する。

SBOs :

- 1) 新生児医療に必要な倫理的知識について解説する。
- 2) 必要に応じて家族を含めた話し合いを組織する。
- 3) 必要に応じて倫理委員会などに相談する。
- 4) 倫理的な判断に際し、チームとしての意見を集約する。

(7) 教育

GI0 :

新生児医療チームの診療能力向上のために、学習者に応じた教育・研修指導方法を修得する。

SBOs :

- 1) 教育理論の基本的知識を述べる。
- 2) 学習者に応じた研修プログラムを選択する。
- 3) 新生児医療に必要な知識及び手技を解説する。
- 4) 学習者に応じた診療手技を安全に実施させる。
- 5) 抄読会や症例検討会などを企画する。
- 6) 絶えず最新の知識の習得に努める。

(8) 研究

GI0 :

新生児医療の向上に貢献するために、医学研究の必要性を理解・認識し、研究能力を身につける。

SBOs :

- 1) 研究課題を抽出する。
- 2) 倫理指針を遵守した研究計画を立案する。
- 3) 基礎ないし臨床研究を遂行する。
- 4) 研究成果を発表する。

(9) アドボカシー

GI0 :

新生児と家族に優しい社会を実現するために、周産期医療の重要性を評価し、それを社会に向かって発信できる態度と行動力を身につける。

SBOs :

- 1) 我が国の母子保健水準を説明する。
- 2) 周産期医療をめぐる課題を列挙する。
- 3) 課題の広報に努める。
- 4) 問題解決のための活動に積極的に参画する。

5. 周産期専門医（新生児）の申請に必要な研修内容

(1) 必要研修症例数（周産期専門医資格認定試験申請時まで）

- | | |
|------------------------|-------|
| 1) ハイリスク分娩立会い | 20例以上 |
| 2) 健常新生児管理症例 | 50例以上 |
| 3) 極低出生体重児受持数 | 10例以上 |
| 4) 呼吸器疾患（人工呼吸管理が必要） | 10例以上 |
| 5) 中枢神経疾患（新生児けいれんなど） | 5例以上 |
| 6) 重症感染症（敗血症、髄膜炎など） | 3例以上 |
| 7) 循環器疾患（PDA単独を除く） | 5例以上 |
| 8) 新生児黄疸の管理 | 5例以上 |
| 9) 血液疾患と凝固異常（新生児DICなど） | 3例以上 |

- | | |
|--|-------|
| 10) 先天異常(染色体異常など) | 3例以上 |
| 11) 小児外科疾患 | 5例以上 |
| (2) 診断及び治療技能 | |
| 1) 超音波を用いた診断技術 | 20例以上 |
| 2) 呼吸管理症例(蘇生法による気管挿管を含む) | 20例以上 |
| (3) その他 | |
| 1) 極低出生体重児のフォローアップ | 3例以上 |
| (4) 経験することが望ましいもの | |
| 1) 剖検 | |
| 2) ハイリスク新生児の施設間搬送 | |
| 3) 交換輸血 | |
| 4) 胸腔穿刺 | |
| (5) 必須認定施設と研修期間 | |
| 1) 研修期間のうち、6か月以上を基幹認定施設において研修すること。 | |
| 2) 補完認定施設における研修は6か月間を上限に研修期間に加えることができ、その間に経験した症例は研修症例とみなす。 | |
| 3) 妊娠、出産、育児、介護、病気等による6か月までの研修中断については申請の上、研修期間とすることができる。 | |
| (6) 本学会の学術集会及び本学会が認める周産期・新生児学に関連した学会または研究会に参加し、合計20単位以上を取得すること。 | |
| (7) 本学会の学術集会及び本学会が認める周産期・新生児学に関連した学会または研究会で筆頭演者として発表し、合計10単位以上を取得すること。 | |
| (8) 本学会が認める周産期・新生児学に関連した査読制度のある学術雑誌に学術論文を筆頭著者として1編以上発表していること。 | |
| (9) 評価の対象となる学会または研究会、学術雑誌と研修単位は別に定める。 | |
| (10) 研修年次報告書の提出 | |
| 研修年次報告書を指定の書式にて、毎年5月末日までに提出すること。 | |

(周産期専門医 (母体・胎児))

第7条 一般目標

周産期専門医 (母体・胎児) は正常及び異常な妊娠・分娩ならびに合併症妊娠に対する診療を行い、助言を提供する母体・胎児医療の専門医であり、以下の知識と技能を習得することが必要である。

- (1) 妊娠・分娩経過の正常及び異常な側面について生理学的、病理学的に高度な理解を有し、その診断、治療、保健指導について最新の専門的知識と技能を有すること。
- (2) 健常新生児及び病的新生児の診断、治療、予後についての最新の専門的知識を有すること。さらにNICUでの研修を受けることが望ましい。
- (3) 患者及びその家族に適切な情報提供が行えること。
- (4) 診療、研究について他の医師を指導できること。

2. 行動目標

基本内容

知識

- (1) 母体・胎児の生理と起こりうる疾患の病態についての高度な理解
- (2) 産褥期の生理と異常についての理解
- (3) 健常新生児の生理と病的新生児の病態の理解
- (4) ハイリスク新生児の短期及び長期予後についての知識
- (5) 妊婦に対する薬物療法とそれが母児に与える影響についての理解
- (6) 母子相互作用についての理解
- (7) 周産期医療の地域化などの社会医学の理解

診療技能

- (8) 異常妊娠，合併症妊娠の診断についての適切な問題対処能力の体得
- (9) ハイリスク分娩の診断及び治療についての高度な問題対処能力の体得
- (10) 胎児診断と胎児管理・治療
- (11) 胎児救急，母体救急と母体搬送
- (12) 健全な母子関係の形成と確立についての支援

診療態度，医療倫理

- (13) 患者及びその家族への面接技術の体得
- (14) 疾患の説明技術の体得
- (15) 患者及びその家族の心理の理解と支援
- (16) 母体・胎児・新生児・その家族についての生命倫理の理解

研究，教育，生涯教育

- (17) 専攻医・看護師・医学生・看護学生への教育体験
- (18) 臨床的もしくは実験的研究計画の作成と実施への参加
- (19) 学会発表及び学会参加
- (20) 学術論文の発表

3. 基本ユニット

わが国の母体，胎児及び新生児に，より高い水準の医学・医療を提供し，全人的医療を実践できる周産期専門医（母体・胎児）になるために，周産期領域における横断的な医学・医療の基盤を理解し，産科医として求められる姿勢と適切な診療能力を身につける。基本ユニットは以下の通りとする。

- (1) 周産期医療体制（チーム医療，地域化，母体搬送，新生児搬送，バックトランスファー）
- (2) 新生児医学（健常新生児と病的新生児の識別，ハイリスク新生児の病態）
- (3) 正常妊娠・胎児・分娩・産褥の生理
- (4) 妊娠・胎児・分娩・産褥の異常（病態についての理解と診断，治療）
- (5) 家族指向型医療（母子相互作用及び家族環境の確立）
- (6) 生命倫理
- (7) 教育
- (8) 研究

(9) アドボカシー

4. ユニット別一般目標 (GIO) と行動目標 (SBOs)

(1) 周産期医療体制

GIO :

地域及び施設における周産期医療体制の維持・発展に寄与するために、施設を取り巻く地域の最新の周産期医療状況を把握し、安全で効率的な周産期医療を供給できる能力を修得する。

SBOs :

- 1) 地域の最新の人口、出生数、死産数、母体死亡数、周産期死亡数、新生児死亡数などを述べることができる。
- 2) 地域の周産期施設について、所在・スタッフ・医療状況を知っている。
- 3) 地域全体の周産期医療体制の改善に参画する。
- 4) 入院依頼情報に適切に対応する。
- 5) 母体搬送の適応とタイミングを理解する。
- 6) 新生児搬送の適応を理解し、安全に搬送を遂行することができる。
- 7) バックトランスファーを活用して有効に病床を利用する。
- 8) 医療チームの重要性を理解し、リーダーシップを発揮する。
- 9) 医療安全体制の確立に配慮する。

(2) 新生児医学

GIO :

医学的介入が必要な新生児を選別して十分な医療資源を投入し、かつ不要な介入を避けるために、新生児の正常・異常に関する専門知識を理解し、生まれてきた児に関して収集した種々の周産期情報に基づき、児への適切な対応ができる能力を身につける。

SBOs :

- 1) 新生児の生理を理解する。
- 2) 妊娠合併症、合併症妊娠、新生児異常を理解する。
- 3) 母体への薬物の影響や環境物質の新生児への影響を理解する。
- 4) 必要な周産期情報を収集する。
- 5) 適切な分娩法と分娩時期を新生児科医と討議できる。

(3) 正常妊娠・胎児・分娩・産褥の生理

GIO :

妊娠、分娩、産褥ならびに周産期において母児管理が適切に行えるようになるために、母児の生理を理解し、保健指導と適切な診療を実施するのに必要な知識・技能・態度を身につける。

SBOs :

- 1) 生殖生理の基本を理解し、具体的に述べることができる。
- 2) 正常妊娠経過に照らして母児を評価し、適切な保健指導を行うことができる。
- 3) 正常分娩、正常産褥を管理することができる。
- 4) 各種産科検査法の原理と適応を説明し、検査データを解釈して、適切な臨床判断を

下すことができる。

5) 産科麻酔の適応と要約を理解し、管理することができる。

(4) 妊娠・胎児・分娩・産褥の異常

GIO :

妊娠，分娩，産褥ならびに周産期において母児管理が適切に行えるようになるために，別掲の疾患の母児の病態を理解し，保健指導と適切な診療を実施するのに必要な知識・技能・態度を身につける。

SBOs :

- 1) 異常妊娠と異常分娩における母児の病態を熟知し，リスクの評価を自ら行い，必要な治療・措置を行うことができる。
- 2) 異常産褥の病態を熟知し，リスクの評価を自ら行い，必要な治療・措置を行うことができる。
- 3) 胎児異常の病態を熟知し，リスクの評価を自ら行い，必要な治療・措置を行うことができる。
- 4) 妊産婦，褥婦ならびに新生児に対する薬物療法の基本を理解し，薬物動態，薬効，副作用の特徴を熟知する。
- 5) 妊産婦及び褥婦における感染症の特殊性を理解し，周産期感染，母子感染，垂直感染，水平感染などの病態を正しく判断し，適切な治療を行うことができる。

(5) 家族指向型医療

GIO :

母児を取り巻く健全な家族関係を確立させ，より好ましい成育環境を整えていくために，適切な社会資源の活用を促し，専門的知識に立脚した必要な援助を行う能力を身につける。

SBOs :

- 1) 社会的なハイリスク因子が抽出できる。
- 2) ハイリスク分娩に臨む母親・家族に対して継続的な支援を行う。
- 3) 臨床心理士，看護師などの他職種スタッフと協働する。
- 4) 家族参加型医療に配慮した診療体制を作る。
- 5) 母乳栄養の推進に配慮する。
- 6) 虐待の予防，早期発見に向けて，専門家チームに参画する。
- 7) 育児支援に配慮した診療を行う。
- 8) 必要に応じて社会的資源(家族会，保健所，訪問誘導など)との連携を図る。

(6) 生命倫理

GIO :

母体・胎児に最善の利益をもたらす診療を行うために，臨床倫理的な知識を身につけ，母体・胎児のアドボケーターとなりうるようなコミュニケーションスキルと診療態度を修得する。

SBOs :

- 1) 母体・胎児医療に必要な倫理的知識について解説する。

- 2) 必要に応じて家族を含めた話し合いを組織する。
- 3) 必要に応じて倫理委員会などに相談する。
- 4) 倫理的な判断に際し、チームとしての意見を集約する。

(7) 教育

GI0 :

母体・胎児医療チームの診療能力向上のために、学習者に応じた教育・研修指導方法を修得する。

SBOs :

- 1) 教育理論の基本的知識を述べる。
- 2) 学習者に応じた研修プログラムを選択する。
- 3) 母体・胎児医療に必要な知識及び手技を解説する。
- 4) 学習者に応じた診療手技を安全に実施させる。
- 5) 抄読会や症例検討会などを企画する。
- 6) 絶えず最新の知識の習得に努める。

(8) 研究

GI0 :

母体・胎児医療の向上に貢献するために、医学研究の必要性を理解・認識し、研究能力を身につける。

SBOs :

- 1) 研究課題を抽出する。
- 2) 倫理指針を遵守した研究計画を立案する。
- 3) 基礎ないし臨床研究を遂行する。
- 4) 研究成果を発表する。

(9) アドボカシー

GI0 :

妊婦、新生児と家族に優しい社会を実現するために、周産期医療の重要性を評価し、それを社会に向かって発信できる態度と行動力を身につける。

SBOs :

- 1) 我が国の母子保健水準を説明する。
- 2) 周産期医療をめぐる課題を列挙する。
- 3) 課題の広報に努める。
- 4) 問題解決のための活動に積極的に参画する。

5. 周産期専門医（母体・胎児）の申請に必要な研修内容

(1) 必要研修症例数（周産期専門医資格認定試験申請時まで）

- 1) 合併症妊娠の管理と治療 20例以上
 - a. 婦人科疾患(子宮筋腫, 卵巣腫瘍, 子宮頸癌など)
 - b. 心・血管系疾患(心疾患, 高血圧, 脳出血, 脳梗塞, 深部静脈血栓症など)
 - c. 血液疾患(特発性血小板減少性紫斑病, 白血病など)
 - d. 泌尿器疾患(慢性腎炎, ネフローゼなど)

- e. 肝疾患(妊娠黄疸, 急性脂肪肝, ウイルス性肝炎)
 - f. 呼吸器疾患(肺血栓塞栓症, 肺結核など)
 - g. 内分泌・代謝疾患(糖尿病, 甲状腺機能亢進・低下症など)
 - h. 自己免疫疾患(全身性エリテマトーデスなど)
 - i. 感染症(産科感染症を除く)
 - j. 消化器疾患(虫垂炎, イレウスなど)
 - k. 精神・神経疾患(統合失調症, てんかん, 躁鬱病, パニック症候群など)
 - l. その他の疾患
- 2) 異常妊娠の診断と治療 20例以上
- a. 重症妊娠悪阻
 - b. 切迫流産・流産(妊娠12週以降)
 - c. 胎状奇胎の管理
 - d. 異所性妊娠(頸管妊娠, 帝王切開瘢痕部妊娠を含む)
 - e. 切迫早産, 早産, 前期破水(妊娠28週未満)
 - f. 妊娠高血圧症候群(子癇発作)
 - g. 常位胎盤早期剥離
 - h. 前置胎盤, 低置胎盤
 - i. 羊水量の異常
 - j. 多胎妊娠
 - k. 血液型不適合妊娠
 - l. 過期産
 - m. 血栓症(肺血栓塞栓症, 深部静脈血栓症など)
 - n. 妊娠中の多臓器不全(急性脂肪肝, 妊娠高血圧症候群)
- 3) 胎児異常の診断と管理(治療も含む) 5例以上
- a. 染色体異常
 - b. 胎児発育不全
 - c. 形態異常
 - d. 胎児水腫
 - e. 子宮内胎児死亡
 - f. 双胎間輸血症候群
 - g. 無心体
- 4) 異常分娩の管理と処置 20例以上
- a. 微弱陣痛と過強陣痛, 陣痛誘発と促進
 - b. 児頭骨盤不均衡の判定と試験分娩
 - c. 産道異常(狭骨盤, 軟産道強靱, 頸管熟化不全)
 - d. 胎勢の異常, 回旋の異常, 侵入の異常
 - e. 胎位の異常
 - f. 多胎分娩
 - g. 遷延分娩, 分娩停止

- h. 前期破水(妊娠28週未満)
 - i. 子宮破裂
 - j. 子宮内反症
 - k. 頸管裂傷, 膣・会陰裂傷(直腸損傷を含む)
 - l. 産道血腫
 - m. 恥骨結合離開
 - n. 胎児機能不全
 - o. 臍帯の異常(下垂・脱出, その他)
 - p. 胎盤の異常(癒着胎盤, 胎盤梗塞, 前置胎盤)
 - q. 分娩時大量出血(前置胎盤, 癒着胎盤, 弛緩出血, その他), 播種性血管内凝固症候群
 - r. 産科ショック(出血性ショック, 播種性血管内凝固症候群, 羊水塞栓, toxic shock syndrome)
 - s. 自己血輸血の計画と実施, 緊急輸血への対応
- 5) 産褥異常の管理と処置 10例以上
- a. 子宮復古不全
 - b. 産褥期出血
 - c. 産褥熱
 - d. 静脈血栓症
 - e. 肺塞栓
 - f. 乳汁分泌不全
 - g. 乳腺炎
 - h. 産褥精神障害
- 6) 産科感染症の管理と処置 10例以上
- a. 子宮内感染症(絨毛膜羊膜炎, 産褥子宮内感染, 産褥熱)
 - b. 母子感染症(TORCH症候群, HIV, HTLV-I, ウイルス性肝炎など)
- 7) 産科麻酔(無痛分娩を含む) 10例以上
- 8) 新生児の管理と処置 50例以上
- a. 健常新生児の一般管理
 - b. 病的新生児の診断と初期管理
 - c. 病的新生児の搬送
 - d. 新生児に対する薬物治療
- 9) ハイリスク妊婦・胎児に対する診断, 管理, 手術 5例以上
- a. 28週未満の早産の帝王切開
 - b. 前期破水で羊水過少となった早産の帝王切開
 - c. 双胎・3胎以上の帝王切開
 - d. 前回帝切創に胎盤のかかるあるいは前置胎盤の帝王切開
 - e. 母体救命のための子宮全摘
 - f. 双胎間輸血症候群, 無心体, 横隔膜ヘルニア, 胎児腔水症の管理と胎児・新生児治

療施設への適切な搬送時期の判断

上記症例より10例について症例要約を提出する。但し、7)、8)は除く。また、一症例一疾患とし、症例の重複はできない。さらに提出する症例要約の中には、9)のハイリスク妊婦・胎児に対する診断、管理、手術のうちから少なくとも1例が含まれていなければならない。

(2) 必須認定施設と研修期間

- 1) 研修期間のうち、6か月以上を基幹認定施設において研修すること。
 - 2) 補完認定施設における研修は6か月間を上限に研修期間に加えることができ、その間に経験した症例は研修症例とみなす。
 - 3) 妊娠、出産、育児、介護、病気等による6か月までの研修中断については申請の上、研修期間とすることができる。
- (3) 本学会の学術集会及び本学会が認める周産期・新生児学に関連した学会または研究会に参加し、合計20単位以上を取得すること。
- (4) 本学会の学術集会及び本学会が認める周産期・新生児学に関連した学会または研究会で筆頭演者として発表し、合計10単位以上を取得すること。
- (5) 本学会が認める周産期・新生児学に関連した査読制度のある学術雑誌に学術論文を筆頭著者として1編以上発表していること。
- (6) 評価の対象となる学会または研究会、学術雑誌と研修単位は別に定める。
- (7) 研修年次報告書の提出
- 研修年次報告書を指定の書式にて、毎年5月末日までに提出すること。

(研修開始申請資格の特例)

- 第8条 基本学会の専門医資格取得に必要な研修期間を充たし、基本学会の専門医受験資格が出来た段階で、研修開始届を提出することができる。尚、基本学会の専門医資格を取得後、すみやかに認定証の複写を提出すること。
2. 研修開始日より1年以内に基本学会の専門医資格を取得できない場合は、第1項の研修開始届は無効とする。
 3. 国外で取得した資格及び臨床研修歴は審査の上、研修期間及び臨床経験の一部とみなすことができる。尚、国内留学・大学院での臨床研修歴についても同様とする。

第3章 指導医及び認定施設の資格更新

(総則)

- 第9条 本学会指導医及び認定施設は、認定を受けてからそれぞれ5年を経た時、認定更新の審査を受けなければならない。
2. 指導医の更新を申請する時点で、継続して日本周産期・新生児医学会の会員であり、会費を完納していること。
 3. 指導医及び認定施設の資格更新には所定の条件を充たしていることが必要である。

(指導医の更新資格)

第10条 指導医の更新を希望する者は、以下の基準をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 日本周産期・新生児医学会の周産期専門医資格を有していること。
- (2) 周産期専門医制度の認定施設に勤務していること。
- (3) 施行細則第19条の指導医の責務と業務を果たしていること。
- (4) 施行細則第22条による取消処分を受けていないこと。
- (5) 更新時の年齢が満65歳未満であること。

(認定施設の更新資格)

第11条 認定施設の更新を希望する基幹及び指定認定施設は、以下の基準をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 規則付則に定める基幹及び指定認定施設の基準を満たしていること。
- (2) 過去5年間に当該施設で6か月以上の研修を行った者の周産期専門医の平均合格率が50%以上であること。

第4章 事務局及び会計

(事務局)

第12条 周産期専門医制度の事務局を一般社団法人日本周産期・新生児医学会の事務局におく。

(会計)

第13条 本制度は一般会計により、運用する。

(手数料)

第14条 手数料は以下の通りとする。

- (1) 申請料(研修開始届, 指導医, 認定施設) : 3千円
 - (2) 受験料(周産期専門医) : 3万円
 - (3) 登録料(周産期専門医, 新規及び更新) : 2万円
 - (4) 更新料(指導医, 認定施設) : 2万円
 - (5) 認定証(認定施設, 周産期専門医)の再発行 : 5千円
2. 手数料はいかなる理由があっても返還しない。

第5章 改正

(改正)

第15条 本規則付則は専門医制度委員会の発議により理事会の議を経て変更できる。

4. 周産期専門医資格認定試験実施規定

平成19年 3月 7日施行[周産期(新生児)専門医]

平成20年 4月18日改正

平成20年12月 4日施行[周産期(母体・胎児)専門医]

平成22年 7月12日改正

平成23年 3月12日改正

平成24年 7月 9日改正

平成24年 1月27日改正

平成25年 7月14日改正

平成27年 3月17日改正

平成28年 2月 7日改正

平成29年2月11日改正

平成30年1月20日改正

平成30年 7月8日改正

(総則)

第1条 周産期専門医資格認定の審査は書類審査及び筆答試験と面接による口頭試験をもつて行う。

2. 周産期専門医資格認定試験は年1回、所定の場所において行う。
3. 周産期専門医資格認定試験に関する手続き等は機関誌及びホームページにあらかじめ公示する。
4. 審査基準、合格基準は会員に公開するものとする。
5. 周産期専門医の種類は、規則付則第1条に従い、研修領域により周産期専門医(新生児)と周産期専門医(母体・胎児)の2種類とする。

(専門医試験委員会)

第2条 周産期専門医資格認定試験を行うために、専門医制度委員会のもとに、専門医試験委員会を設置する。

(受験申請手続き)

第3条 受験に必要な申請書類は以下のものである。

- (1) 日本国医師免許証(写)
- (2) 日本産科婦人科学会、日本小児科学会のいずれかの専門医認定証(写)
- (3) 周産期専門医資格認定試験受験出願書
- (4) 施設及び指導医の記録
- (5) 研修症例記録簿
- (6) 症例要約簿
- (7) 指導医による専攻医評価記録簿

- (8) 専攻医による指導医評価記録簿
 - (9) 研修単位となる業績一覧
 - (10) 推薦状
 - (11) 誓約書
2. 前項の書類と受験料振込みのコピーを添えて、所定の期日までに理事長あてに申請すること。

(受験資格)

第4条 前条に規定された書類を審査する。研修の経歴等について疑義が生じた時には委員会で検討の上、その資格を認めないことがある。その際、受験料は返還しない。

(書類審査)

第5条 臨床研修実績及び業績が所定の基準に達しているかを審査する。

- 2. 指導医による専攻医評価記録簿より研修態度、診療態度、倫理が周産期専門医にふさわしいかを審査する。
- 3. 規則付則第6条及び第7条に規定する研究、研修活動についての取得単位数が規定単位以上であるかを審査する。

(周産期専門医資格認定試験)

第6条 規則付則に定めるカリキュラムに基づいた履修内容についての筆答試験と口頭試験を行う。

- 2. 周産期専門医（新生児）の資格認定試験の出題基準は以下のものとする。
 - (1) 筆答試験は以下の項目について出題する。
 - 1) 総論：公衆衛生学、新生児学一般、周産期医学一般、母子関係などに関する一般的知識
 - 2) 各論：呼吸、循環、感染、神経、栄養、発達、フォローアップ、その他
 - 3) その他：薬剤、外科、その他の科の疾患・手技に関してなど
 - (2) 口頭試験は症例要約から経験と知識を問い、専門医としての適性と医療倫理について評価する。
- 3. 周産期専門医（母体・胎児）の資格認定試験の出題基準は以下のものとする。
 - (1) 筆答試験は以下の項目について出題する。
 - 1) 総論：公衆衛生学、周産期医学一般、特に母体と胎児に関する一般的知識、新生児学一般、母子関係などに関する一般的知識
 - 2) 各論：出生前診断を含めたカウンセリング、産科合併症・母体合併症・分娩合併症の診断、治療、母子のフォローアップなど、ハイリスク母体・胎児の管理について
 - 3) その他：薬剤、周産期に係る他科の疾患管理に関してなど
 - (2) 口頭試験は症例要約から経験と知識を問い、専門医としての適性と医療倫理について評価する。

(可否認定基準)

第7条 可否は筆答試験及び口頭試験を併せて総合的に判断する。

2. 筆答試験の合格基準は公表する。
3. 口頭試験の評価は試験官の合議による。

(登録)

第8条 周産期専門医資格認定試験合格者は周産期専門医登録申請後に認定証が交付される。

2. 合格者は機関誌及びホームページに発表する。

(周産期専門医(新生児)症例要約)

第9条 症例要約については、以下のように定める。

1. 目的

受験者が研修期間中に周産期・新生児学の疾患を、大きな偏りなく受持って診療に従事したか否かを評価する。また、受持った症例の病歴を的確にまとめる能力の有無を評価する。

2. 記載する症例

受験者が施設及び指導医の記録で証明された研修期間中に認定施設で自ら診療に携わった下記分野の10症例とする。なお、10症例は全て入院患者とする。

症例 1. ・2. 極低出生体重児

症例 3. 呼吸器疾患(人工呼吸管理が必要)

症例 4. 中枢神経疾患

症例 5. 重症感染症

症例 6. 循環器疾患

症例 7. 新生児黄疸の管理

症例 8. 血液疾患と凝固異常

症例 9. 先天異常

症例10. 小児外科疾患

3. 症例要約簿の記載

- (1) 症例要約簿記載にあたっての注意

症例要約簿は同一施設から同一症例が出される場合、各専攻医の受持期間が重複しないように注意する。指導医の症例要約簿は指導した周産期専門医(新生児)資格認定試験に合格した専攻医の症例をコピーしてもかまわないが、患児・家族へのサポートと考察は独自で記載する。

- (2) 症例要約一覧記載の注意

- 1) 症例番号1から順に記載する。
- 2) 診断名が多い場合は、主要なもの3つを記載する。

- (3) 各項目記載上の注意

- 1) 症例番号：各症例番号にはそれぞれ上記1～10の分野の疾患に相当する症例を当てる。同一症例にいくつかの疾患名がある場合、入院した目的にあてはまる最も適

した疾患分野を一つ選んで記載する。例えば、極低出生体重児が壊死性腸炎による腸管穿孔をきたし外科処置を受けた場合、1. 極低出生体重児の症例として記載したら、10. 小児外科疾患の症例として記載してはならない(症例は重複してはならない)。

- 2) 受持時日齢：その症例を受持った最初の時点での日齢を記載する。
- 3) 診断名：記載しようとする問題点に最も関連する診断名を第一病名として記載する。必要により第二，第三病名まで記載する。診断名は正式名称を使用し，略語を使用しない。
- 4) 転帰：退院または症状が固定した時の状態を記載する。
- 5) 家族歴：記載しようとする疾患・病態に関係あるものを記載する。この欄に書ききれない場合は(重要な情報であれば)要約の欄を利用する。画一的にすべての症例に「特記すべきことなし」という記載は望ましくない。
- 6) 妊娠分娩経過：妊娠中の胎児の経過などを記載する。
- 7) 要約
 - ① 主訴，現病歴，入院時診察所見，入院時検査結果，入院後経過，患児・家族へのサポートと考察の順に項目ごとにわかりやすく記載する。
 - ② 要約は12ポイントを使用し，800字から1000字をめやすとする。
 - ③ 書き方，用語の使用方法は，小児科学会用語集に準拠する。略語は施設またはグループで使用している特殊なものを最初からは使用しない。特に診断名に略語を使用しない。(例)VSD→心室中隔欠損(症)
 - ④ 検査値は一般に広く認められているもの以外は単位を附記する。
 - ⑤ 所定の欄以外には一切記載しない。またいかなる資料も添付しない。プリントアウト3組を作成して症例番号順に重ねて提出する。
- 8) 指導医署名：指導医による専攻医評価記録簿及び推薦状には，最後に指導医を受けた指導医の署名を得る。なお，補完認定施設が最後の認定施設となった専攻医は，基幹認定施設の指導医の署名を得る。

(4) 症例要約の評価

症例要約は要約の簡潔さ，診断・治療への考え方，インフォームド・コンセント(倫理的配慮を含む)，治療の適切さ，転帰と退院後の患者家族への具体的な指導を中心に評価される。

(周産期専門医(新生児)口頭試験)

第10条 口頭試験の実施に際しては，以下のように定める。

1. 目的

症例要約簿の評価，筆答試験では評定し難い周産期専門医(新生児)としての適性・経験・医療倫理等を評価する。

2. 試験官

試験官は2名。原則として，1名はB領域を専攻している学会評議員，もう1名はAまたはC領域の学会評議員より選任する。

3. 口頭試験方法と内容

各受験者が提出した10例の症例要約の中から試験官が選んだ2症例に関連したことが試問される。主として問題解決能力、診療態度、倫理、家族への説明が評価される。また、受験者の研修歴についても問われることがある。

(周産期専門医（新生児）筆答試験)

第11条 筆答試験の実施は、以下のように定める。

1. 目的

周産期専門医（新生児）として必須の知識及び問題解決能力を評価する。特に診療の実際に関連する分野を重視する。しかし、周産期医療に必要な「産科領域」「小児外科領域」などの基本的知識は要求される。

2. 出題形式及び設問数

一般問題（共通問題を含む）、長文問題、計100題
試験問題は持ち帰り不可とする。

(周産期専門医（母体・胎児）症例要約)

第12条 症例要約については、以下のように定める。

1. 目的

受験者が研修期間中に周産期・母体・胎児医学の疾患を、大きな偏りなく受持って診療に従事したか否かを評価する。また、受持った症例の病歴を的確にまとめる能力の有無を評価する。

2. 記載する症例

受験者が施設及び指導医の記録で証明された研修期間中に認定施設で自ら診療に携った下記の疾患分類(1)～(9)のうちから(7)、(8)を除いた10症例とする。なお、(9)の1)～8)の中より必ず1症例以上を記載する。

(1) 合併症妊娠の管理と治療

(2) 異常妊娠の診断と治療

(3) 胎児異常の診断と管理

(4) 異常分娩の管理と処置

(5) 産褥異常の管理と処置

(6) 産科感染症の管理と処置

(7) 産科麻酔（無痛分娩を含む）

(8) 新生児の管理と処置

(9) ハイリスク妊婦・胎児に対する診断、管理、手術

1) 28週未満の早産の帝王切開

2) 前期破水で羊水過少となった早産の帝王切開

3) 双胎・3胎以上の帝王切開

4) 前回帝切創に胎盤のかかるあるいは前置胎盤帝王切開

5) 母体救命のための子宮全摘

- 6) 双胎間輸血症候群，無心体，横隔膜ヘルニア，胎児腔水症の管理と胎児・新生児治療施設への適切な搬送時期判断
- 7) 先天性心疾患，新生児外科疾患の胎内診断と周産期管理の統括
- 8) 双胎間輸血症候群，無心体，胎児胸水症の胎内治療

3. 症例要約簿の記載

(1) 症例要約簿記載にあたっての注意

症例要約簿は同一施設から同一症例が出される場合，各専攻医の受持期間が重複しないように注意する．グループ診療で重複した場合他の専攻医名を明記し，各々の役割の中，自分が中心となって行った医療を記載する（他の専攻医と同じ文章であった場合，受験資格を失う）．指導医の症例要約簿は指導した周産期専門医（母体・胎児）資格認定試験に合格した専攻医の症例をコピーしてもかまわないが，患者及び家族への説明と考察は独自で記載する．

(2) 症例要約一覧記載の注意

- 1) 症例番号1から順に記載する．
- 2) 診断名が多い場合は，主要なもの3つを記載する．
- 3) 最も関連する疾患名の前に症例の疾患分野を記す．

(3) 各項目記載上の注意

- 1) 症例番号：各症例番号にはそれぞれ上記(1)～(9)のうち(7)，(8)を除いた疾患に相当する症例を当てる．同一症例にいくつかの診断名がある場合，入院した目的にあてはまる最も適した疾患分野の一つを選んで記載する．例えば，横隔膜ヘルニアの胎内診断をし，それが原因で羊水過多，切迫早産をきたした症例では，羊水過多，切迫早産を疾患分野として症例の記載をしてはならない(症例は重複してはならない)．
- 2) 妊娠(在胎)週日：その症例の診断がついた外来日，または入院で受持った最初の時点での週日を記載する．
- 3) 診断名：記載しようとする問題点に最も関連する診断名を第一病名として記載する．必要により第二，第三病名まで記載する．診断名は正式名称を使用し，略語を使用しない．
- 4) 転帰：退院または症状が固定した時の状態を記載する．
- 5) 既往歴：記載しようとする疾患・病態に関係あるものを記載する．この欄に書ききれない場合は（重要な情報であれば）要約の欄を利用する．画一的にすべての症例に「特記すべきことなし」という記載は望ましくない．

6) 要約

- ① 主訴，現病歴，診断までの経過，診断後の経過，患者及び家族への説明と考察の順に，項目ごとにわかりやすく記載する．
- ② 要約は12ポイントを使用し，800字から1000字をめやすとする．
- ③ 書き方，用語の使用方法は，日本産科婦人科学会用語集に準拠する．略語は施設またはグループで使用している特殊なものを最初からは使用しない．特に診断名に略語を使用しない．(例)NRFS→胎児機能不全

- ④ 検査値は一般に広く認められているもの以外は単位を附記する。
- ⑤ 所定の欄以外には一切記載しない。またいかなる資料も添付しない。プリントアウト3組を作成して症例番号順に重ねて提出する。

7) 指導医署名：指導医による専攻医評価記録簿及び推薦状には、最後に指導を受けた指導医の署名を得る。なお、補完認定施設が最後の認定施設となった専攻医は、基幹認定施設の指導医の署名を得る。

(4) 症例要約の評価

症例要約は要約の簡潔さ、診断・治療への考え方、インフォームド・コンセント(倫理的配慮を含む)、治療の適切さ、転帰と退院後の患者家族への具体的な指導を中心に評価される。

(周産期専門医(母体・胎児)口頭試験)

第13条 口頭試験の実施に際しては、以下のように定める。

1. 目的

症例要約簿の評価、筆答試験では評定し難い周産期専門医(母体・胎児)としての適性・経験・医療倫理等を評価する。

2. 試験官

試験官は2名。原則として、1名はA領域を専攻している学会評議員、もう1名はBまたはC領域の学会評議員より選任する。

3. 口頭試験方法と内容

各受験者が提出した10例の症例要約の中から試験官が選んだ2症例に関連したことが試問される。主として問題解決能力、診療態度、倫理、家族への説明が評価される。また、受験者の研修歴についても問われることがある。

(周産期専門医(母体・胎児)筆答試験)

第14条 筆答試験の実施は、以下のように定める。

1. 目的

周産期専門医(母体・胎児)として必須の知識及び問題解決能力を評価する。特に診療の実際に関連する分野を重視する。しかし、周産期医療に必要な「新生児領域」「新生児外科」「周産期麻酔」などの基本的知識は要求される。

2. 出題形式及び設問数

一般問題(共通問題を含む)、長文問題、計100題
試験問題は持ち帰り不可とする。

(研修単位となる業績)

第15条 周産期専門医の受験に必要な研修単位については以下のとおりとする。

(1) 研修単位5単位/回(参加5単位、筆頭演者としての発表があれば5単位を追加)

日本周産期・新生児医学会
周産期学シンポジウム

日本小児科学会
日本産科婦人科学会
日本小児外科学会
日本麻酔科学会
日本新生児成育医学会
日本新生児成育医学会教育セミナー
日本母体胎児医学会
日本糖尿病・妊娠学会

(2) 研修単位2単位/回(参加2単位, 筆頭演者としての発表があれば5単位を追加)
国際学会(周産期・新生児学に関連したもの)

(3) 研修単位2単位/回(参加2単位, 筆頭演者としての発表があれば2単位を追加)

- 1) 日本小児科学会, 日本産科婦人科学会の専門医制度において専門医の資格更新単位として認められている周産期・新生児学に関連した学術集会(地方会は申請がなくても研修単位の該当するものとして認める)
- 2) 認定施設からの申請により, 施設認定委員会が審査し, 承認した周産期・新生児学に関連した学会または研究会
- 3) 専攻医本人または暫定指導医からの1), 2)以外の学会または研究会の参加及び発表の申請については施設認定委員会が審査を行う。

2. 指導医講習会の参加単位

- (1) 指導講習会Aコース及びBコースの受講は5単位
- (2) 指導講習会Aコース及びBコースの講師として参加した場合は5単位

注: 厚生労働省の指導医講習会受講の場合は, 指導医講習会Bコース受講と同等と認めるが, 参加単位は認めない。

3. 新生児蘇生法の参加単位

- (1) 新生児蘇生法「専門」コースインストラクター養成講習会(以下, Iコースと呼ぶ)を受講し, 試験に合格している場合は5単位
- (2) 新生児蘇生法「専門」コース(以下, Aコースと呼ぶ)と新生児蘇生法「一次」コース(以下, Bコースと呼ぶ)を受講し, 試験に合格している場合は2単位
- (3) Iコースの講師またはインストラクターとして参加した場合は5単位
- (4) Aコース及びBコースの講師またはインストラクターとして参加した場合は2単位

4. 研修単位の対象となる学術論文雑誌の例

日本周産期・新生児医学会雑誌
周産期学シンポジウム抄録集
日本小児科学会雑誌
日本産科婦人科学会雑誌
日本小児外科学会雑誌
日本新生児成育医学会雑誌
Pediatrics International
Journal of Pediatrics

Pediatrics
Pediatric Research
Neonatology(Biology of the Neonate)
Journal of Obstetrics and Gynaecology Research
Early Human Development
American Journal of Obstetrics and Gynecology
Obstetrics and Gynecology
British Journal of Obstetrics and Gynaecology
Ultrasound in Obstetrics and Gynecology
Pediatric Surgery International
Journal of Pediatric Surgery

- (1) 論文は医学中央雑誌, MEDLINE, Index Medicusのいずれかに収載されている雑誌に掲載されているものを原則とする.
- (2) 上記以外の雑誌については申請により専門医認定委員会が審査を行う.
- (3) 申請年月日の当日には既に発表(印刷公表)されているものであること. 未発表, 投稿中などは記載できない. 掲載予定のものは受理証を添付すること.
- (4) 学術論文の区別と基準
 - 1) 原著論文: 科学的な研究が必要に応じて文献引用を含めて明示され, それに基づいて新知見または創意が引き出され, 諸文献を踏まえた考察が十分されているもの.
 - 2) 総説論文: ある特定の問題について既に公表された重要な文献を, 公平で総合的な観点から論評を加え, 今日までの進歩のあとや現況を容易に把握できるように企画した論説.
 - 3) 症例報告: 従来, 報告されていない症例, 新知見が引き出されるような症例について, 詳細に記述され, 過去の報告例や諸文献を踏まえた考察が十分されているもの.

5. 本人の確認方法

- (1) 上記学会または研究会などへの出席については所定の研修単位となる学会または研究会の参加・発表記録簿に当該学会の発行する参加章もしくはその複写を添付するか, または当該学会または研究会の主催者の印を得ること.
- (2) 参加章を発行しないものについては, 研修単位となる学会または研究会の参加・発表記録簿に当該学会主催者あるいは責任者の印を得ること.
- (3) 前項の参加章の複写を添付する場合は指導医による出席の確認の印を必要とする.
- (4) 国外の学会については, 当該学会責任者の発行する参加証明書を提出する.
- (5) 第15条第1項での演題発表については抄録の提出(複写も可)をもって行う.
- (6) 第15条第4項での論文発表については別刷(複写も可)の提出をもって行う.

(改正)

第16条 本周産期専門医資格認定試験実施規定は専門医制度委員会の発議により理事会の議を経て変更できる.

5. 周産期専門医資格更新認定試験実施規定

平成25年 7月14日施行

平成27年 3月17日改正

平成28年 2月 7日改正

(総則)

第1条 本学会周産期専門医は認定を受けてから5年を経た時、資格更新の審査を受けなければならない。

2. 周産期専門医の資格更新認定には所定の条件を充たしていることが必要である。
3. 周産期専門医の資格更新認定は年1回書類審査及び周産期専門医資格更新認定試験をもつて行う。
4. 周産期専門医資格更新認定試験に関する手続き等は機関誌及びホームページにあらかじめ公示する。
5. 審査基準、合格基準は会員に公開するものとする。

(専門医試験委員会)

第2条 周産期専門医資格更新認定試験を行うために、専門医制度委員会のもとに、専門医試験委員会を設置する。

(受験申請手続き)

第3条 受験に必要な申請書類は以下のものである。

- (1) 日本国医師免許証(写)
 - (2) 日本産科婦人科学会, 日本小児科学会のいずれかの専門医認定証(写)
 - (3) 周産期専門医資格更新認定申請書
 - (4) 診療実績報告書
 - (5) 研修単位となる業績一覧
2. 前項の書類を所定の期日までに理事長あてに申請すること。

(周産期専門医資格更新の申請資格)

第4条 周産期専門医の資格更新を希望する者は、以下の条件のすべてを充たしていること。

- (1) 周産期専門医の資格更新を申請する時点で継続して日本周産期・新生児医学会の会員であり、会費を完納していること。
- (2) 通算5年間、周産期医療に従事し、周産期専門医資格更新認定申請書を提出していること。
- (3) 周産期専門医資格更新認定試験に合格していること。

(受験資格)

第5条 提出された書類を審査する。研修の経歴等について疑義が生じた時には委員会で検討の上、その資格を認めないことがある。

(書類審査)

第6条 臨床実績及び業績が所定の基準に達しているかを審査する。

(周産期専門医資格更新認定試験)

第7条 周産期専門医資格更新認定試験をインターネットで行う（全30問）。

2. 周産期専門医資格更新認定試験の出題基準は以下のものとする。

- (1) 最新の知識を問う問題
- (2) 学会のシンポジウムや話題になったトピックス
- (3) 最新のガイドライン
- (4) その他、周産期専門医として知っておくべき内容

(合否認定基準)

第8条 合否は周産期専門医資格更新認定申請書及び周産期専門医資格更新認定試験を併せて総合的に判断する。

2. 周産期専門医資格更新認定試験は満点をもって合格とする。

(登録)

第9条 周産期専門医資格更新認定試験合格者は周産期専門医資格更新の登録申請後に認定証が交付される。

2. 合格者は機関誌及びホームページに発表する。

(更新期間)

第10条 8月1日から9月25日の間に周産期専門医資格更新認定申請書の提出及びインターネットによる周産期専門医資格更新認定試験を行う。

(研修単位となる業績)

第11条 周産期専門医資格更新認定の受験に必要な研修単位については以下のとおりとする。5年間に以下の項目の合計が50単位以上かつ必須項目*の合計が30単位以上であること。

1. 学術論文の発表10単位

周産期・新生児学に関連した学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に筆頭著者またはcorresponding author として発表。

2. 参加10単位＋筆頭演者として発表10単位(参加10単位、筆頭演者としての発表があれば10単位を追加)

日本周産期・新生児医学会*

周産期学シンポジウム*

本学会が主催する教育関連セミナー*

3. 学術論文の発表5単位

- (1) 周産期・新生児学に関連した学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に共著者として発表.
- (2) (1)以外の学術論文を筆頭著者として発表した場合は、専門医認定委員会が審査する.

4. 参加5単位

新生児蘇生法講習会のインストラクター（補助は含まず）

5. 参加5単位＋筆頭演者として発表5単位

- (1) 日本小児科学会
- (2) 日本産科婦人科学会
- (3) 日本小児外科学会
- (4) 日本麻酔科学会
- (5) 日本新生児成育医学会
- (6) 日本新生児成育医学会教育セミナー
- (7) 日本母体胎児医学会
- (8) 日本糖尿病・妊娠学会
- (9) 日本小児外科学会秋季シンポジウム

6. 参加2単位＋筆頭演者として発表2単位

本学会が認める周産期・新生児学関連の学会または研究会

7. 国際学会（周産期・新生児学に関連するもの）

参加5単位＋筆頭演者として発表5単位

8. その他の学会については専門医認定委員会に申請後同委員会が審査する.

9. 研修単位の対象となる学術論文雑誌の例

日本周産期・新生児医学会雑誌

周産期学シンポジウム抄録集

日本小児科学会雑誌

日本産科婦人科学会雑誌

日本小児外科学会雑誌

日本新生児成育医学会雑誌

Pediatrics International

Journal of Pediatrics

Pediatrics

Pediatric Research

Neonatology(Biology of the Neonate)

Journal of Obstetrics and Gynaecology Research

Early Human Development

American Journal of Obstetrics and Gynecology

Obstetrics and Gynecology

British Journal of Obstetrics and Gynaecology

Ultrasound in Obstetrics and Gynecology

Pediatric Surgery International

Journal of Pediatric Surgery

- (1) 論文は医学中央雑誌, MEDLINE, Index Medicusのいずれかに収載されている雑誌に掲載されているものを原則とする.
- (2) 上記以外の雑誌については申請により専門医認定委員会が審査を行う.
- (3) 申請年月日の当日には既に発表(印刷公表)されているものであること. 未発表, 投稿中などは記載できない. 掲載予定のものは受理証を添付すること.
- (4) 学術論文の区別と基準
 - 1) 原著論文: 科学的な研究が必要に応じて文献引用を含めて明示され, それに基づいて新知見または創意が引き出され, 諸文献を踏まえた考察が十分されているもの.
 - 2) 総説論文: ある特定の問題について既に公表された重要な文献を, 公平で総合的な観点から論評を加え, 今日までの進歩のあとや現況を容易に把握できるように企画した論説.
 - 3) 症例報告: 従来, 報告されていない症例, 新知見が引き出されるような症例について, 詳細に記述され, 過去の報告例や諸文献を踏まえた考察が十分されているもの.

10. 本人の確認方法

- (1) 出席証明証はオリジナルの提出を原則とするが, 名前の記載がある参加章はコピー可とする.
- (2) 参加章を発行しないものについては, 研修単位となる学会または研究会の参加・発表記録簿に当該学会主催者あるいは責任者の印を得ること.
- (3) 前項の参加章の複写を添付する場合は専門医認定委員会による出席の承認を必要とする.
- (4) 国外の学会については, 当該学会責任者の発行する参加証明書を提出する.
- (5) 上記学会での演題発表については抄録の提出をもって行う.
- (6) 学術雑誌での論文発表については別刷(複写も可)の提出をもって行う.

(改正)

第12条 本更新試験実施規定は, 専門医制度委員会の発議により理事会の議を経て変更できる.

6. 周産期専門医制度暫定措置規定

平成16年 4月 1日施行

平成18年10月18日改正

平成19年10月 2日改正

平成20年 7月13日改正

平成21年 4月 1日再施行

平成21年 7月13日改正

平成22年 7月12日改正

平成24年 7月 9日改正

平成25年 7月14日改正

平成28年 2月 7日改正

平成30年1月20日改正

(総則)

- 第1条 専門医制度が発足するにあたり、以下に定める規定により、暫定的に認定施設、指導医及び周産期専門医の申請基準、会費を規定することができる。
2. 暫定措置規定に定めるほかは、周産期専門医制度規定の該当する項を準用する。
 3. 暫定措置規定による指導医、認定施設の名称はそれぞれ暫定指導医、暫定認定施設とする。

(適用期間と指定期間)

- 第2条 周産期専門医（新生児）資格、暫定指導医及び暫定認定施設についての暫定措置の適用期間は、暫定措置の適用終了までとする。
2. 周産期専門医（母体・胎児）資格、暫定指導医及び暫定認定施設についての暫定措置の適用期間は、暫定措置の適用終了までとする。
 3. 暫定認定施設の指定期間は認定の日より5年間とする。
 4. 暫定指導医の任期は指定時の暫定認定施設に勤務する期間とする。

第1章 周産期専門医

(周産期専門医申請資格)

第3条 必須研修期間についての暫定措置

- (1) 周産期専門医（新生児）について、暫定措置期間中は規則付則第6条第5項(5)に定める基幹認定施設における6か月間の必須研修を必要としない。
- (2) 周産期専門医（母体・胎児）について、暫定措置期間中は規則付則第7条第5項(2)に定める基幹認定施設における6か月間の必須研修を必要としない。

2. 暫定指導医の周産期専門医申請資格

- (1) 暫定指導医は施行細則第8条に定める申請資格のうち(4)、(7)の基準を充たしたものとみなし、さらに以下の全ての基準を充たした場合、周産期専門医の申請資格を得る

ことができる。

- 1) 暫定指導医としての期間が3年間以上であること。
 - 2) 施行細則第8条の他の項目を充たしていること。
 - 3) 施行細則第19条の指導医の責務と業務を果たしていること。
 - 4) 施行細則第22条による取消処分を受けていないこと。
- (2) 上記(1)の適用を希望する者は申請時に所定の申請書を提出する。その場合、専門医認定委員会の承認が必要となる。
- (3) これまでどおり、6か月以上指導した専攻医が2名以上あり、そのうちの1名以上が周産期専門医資格認定試験に合格している暫定指導医の場合は、申請時に所定の申請書を提出することができる。
- (4) 上記(1)、(3)の規定は周産期専門医（新生児）の暫定指導医では第2条第1項、周産期専門医（母体・胎児）の暫定指導医では第2条第2項の規定に拘わらず、暫定指導医の任期中は適用される。

第2章 暫定認定施設

(種類と基準)

第4条 以下のように暫定認定施設を定める。

(1) 暫定基幹認定施設

- 1) 各都道府県に1か所以上、もしくは医療圏の人口100万人に対して1か所を目安に暫定基幹認定施設をおく。
- 2) 周産期専門医（新生児）の暫定基幹認定施設は総合周産期母子医療センターとして認可された施設及び規則付則第2条第1項(1)にある基幹認定施設の基準に準ずる新生児特殊治療施設とする。
- 3) 周産期専門医（母体・胎児）の暫定基幹認定施設は総合周産期母子医療センターとして認可された施設及び規則付則第3条第1項(1)にある基幹認定施設の基準に準ずる母体・胎児治療施設とする。
- 4) 総合周産期母子医療センターとして認可された施設が複数存在する県では、各々を暫定基幹認定施設とすることができる。

(2) 暫定指定認定施設

- 1) 周産期専門医（新生児）では地域周産期母子医療センターとして認可された施設及び規則付則第2条第1項(2)にある指定認定施設の基準に準ずる新生児特殊治療施設とする。
- 2) 周産期専門医（母体・胎児）では地域周産期母子医療センターとして認可された施設及び規則付則第3条第1項(2)にある指定認定施設の基準に準ずる母体・胎児治療施設とする。

(3) 暫定補完認定施設

- 1) 周産期専門医（新生児）では規則付則第2条第1項(3)にある補完認定施設の基準に同じとする。
- 2) 周産期専門医（母体・胎児）では規則付則第3条第1項(3)にある補完認定施設の基

準に同じとする。

(認定方法)

第5条 承認された暫定認定施設の認定開始日は、申請された月の1日に遡って承認する。

(更新)

第6条 認定施設は、認定後5年目に更新を行う。

2. 更新については、施設認定委員会で審議、承認する。

第3章 暫定指導医

(指定方法)

第7条 委員会は本学会評議員及び委員会の認める関連学会に周産期専門医（新生児）の暫定指導医の推薦を依頼し、施設認定委員会で審議、認定し、指定する。

2. 委員会は本学会評議員及び委員会の認める暫定認定施設の責任者（施設長あるいは部門長）に周産期専門医（母体・胎児）の暫定指導医の推薦を依頼し、施設認定委員会で審議、認定し、指定する。
3. 承認された暫定指導医の認定開始日は、申請された月の1日に遡って承認する。

(選考基準)

第8条 周産期専門医（新生児）については新生児医療に、周産期専門医（母体・胎児）では母体・胎児医療に通算8年間以上の経験を有し、現在も専門的に従事している者のうち、以下の基準をすべて満たしている者、あるいは委員会で認めた者を暫定指導医と認定する。

- (1) 日本国の医師免許を有すること。
 - (2) 3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であること。
 - (3) 日本産科婦人科学会、日本小児科学会のいずれかの専門医であること。
 - (4) 周産期学関連の原著論文(共著を含む)が3編以上あること。
 - (5) 周産期学関連の社会的活動があること(学会評議員・役員、公的委員会委員、地域の研究会・研修会などの役員など)。
 - (6) 指定時の年齢が満65歳未満であること。
2. 日本産科婦人科学会・日本小児科学会専門医資格取得のための期間は前項の経験年数に含めない。

(認定)

第9条 暫定措置期間中に周産期専門医を取得した専門医は、5年を経過しなくても規則付則第5条第2項(2)の規定に関わらず、暫定措置の適用終了時には、指導医の申請資格を得ることができる。

(更新)

第10条 暫定指導医は、認定後5年目に更新を行う。

2. 更新手続きは規則付則第10条に準ずる。

第4章 暫定措置期間における研修単位

(研修単位となる業績)

第11条 周産期専門医資格認定の受験に必要な研修単位については、規則付則第6条(6)～(8)、規則付則第7条(3)～(5)及び周産期専門医資格認定試験実施規定第15条の規定に関わらず、暫定措置期間中は、学術業績として以下のように規定する。

2. 研修期間の以下の項目の合計が30単位以上、かつ*の合計が20単位以上であること。

(1) 研修単位10単位/回

- 1) 周産期・新生児学に関連した学術論文を査読制度のある雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表し、それを専門医認定委員会が認めた場合*
- 2) 以下のいずれかの学術集会への参加（筆頭演者としての発表があれば5単位を追加）
日本周産期・新生児医学会*
周産期学シンポジウム*
- 3) 国内外を問わず、周産期・新生児学に関連する学会または研究会に参加して筆頭演者として発表し、専門医認定委員会が認めた場合

(2) 研修単位5単位/回

以下のいずれかの学術集会への参加（筆頭演者としての発表があれば5単位を追加）

- 日本産科婦人科学会*
- 日本小児科学会*
- 日本小児外科学会
- 日本新生児成育医学会
- 日本新生児成育医学会教育セミナー
- 日本麻酔科学会
- 日本母体胎児医学会
- 日本糖尿病・妊娠学会

(3) 2013年度までに研修を開始している専攻医については、上記規定に関わらず、研修開始後に取得した単位を承認する。

第5章 会計

(会計)

第12条 会計事務は、学会事務局が担当する。

(手数料)

第13条 暫定指導医及び暫定認定施設の申請料及び更新料は徴収しない。

第6章 改正

(改正)

第14条 本暫定措置規定は専門医制度委員会の発議により理事会の議を経て変更できる。

別掲1 総合周産期母子医療センターの施設基準

「周産期医療対策事業等の実施について」（平成21年3月30日付け医政発第0330011号）の周産期医療対策事業等実施要綱の第1の4に基づく周産期医療体制整備指針

1. 総合周産期母子医療センター

(1) 機能

- ア 総合周産期母子医療センターは、相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠(重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等)、胎児・新生児異常(超低出生体重児、先天異常児等)等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症(脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等)を有する母体に対応することができる医療施設を都道府県が指定するものである。
- イ 総合周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。

(2) 整備内容

ア 施設数

総合周産期母子医療センターは、原則として、三次医療圏に一か所整備するものとする。ただし、都道府県の面積、人口、地勢、交通事情、周産期受療状況及び地域周産期医療関連施設の所在等を考慮し、三次医療圏に複数設置することができるものとする。なお、三次医療圏に総合周産期母子医療センターを複数設置する場合は、周産期医療情報センター等に母体搬送及び新生児搬送の調整等を行う搬送コーディネーターを配置する等により、母体及び新生児の円滑な搬送及び受入れに留意するものとする。

イ 診療科目

総合周産期母子医療センターは、産科及び新生児医療を専門とする小児科(MFICU及びNICUを有するものに限る。)、麻酔科その他の関係診療科を有するものとする。

ウ 関係診療科との連携

総合周産期母子医療センターは、当該施設の関係診療科と日頃から緊密な連携を図るものとする。総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置している場合又は救命救急センターと同等の機能を有する場合(救急科、脳神経外科、心臓血管外科又は循環器内科、放射線科、内科、外科等を有することをいう。)は、都道府県は、その旨を医療計画及び周産期医療体制整備計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。また、総合周産期母子医療センターを設置する医療施設が救命救急センターを設置していない場合又は救命救急センターと同等の機能を有していない場合は、都道府県は、当該施設で対応できない母体及び新生児の疾患並びに当該疾患について連携して対応する協力医療施設を医療計画及び周産期医療体制整備計画に記載し、関係者及び住民に情報提供するものとする。

エ 設備等

総合周産期母子医療センターは、次に掲げる設備等を備えるものとする。

(ア) MFICU

MFICUには、次に掲げる設備を備えるものとする。なお、MFICUは、必要に応じ個室とするものとする。

- ① 分娩監視装置
- ② 呼吸循環監視装置
- ③ 超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものに限る。)
- ④ その他母体・胎児集中治療に必要な設備

(イ) NICU

NICUには、次に掲げる設備を備えるものとする。

- ① 新生児用呼吸循環監視装置
- ② 新生児用人工換気装置
- ③ 超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものに限る。)
- ④ 新生児搬送用保育器
- ⑤ その他新生児集中治療に必要な設備

(ウ) GCU

GCUには、NICUから退出した児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えるものとする。

(エ) 新生児と家族の愛着形成を支援するための設備

新生児と家族の愛着形成を支援するため、長期間入院する新生児を家族が安心して見守れるよう、NICU、GCU等への入室面会及び母乳保育を行うための設備、家族宿泊設備等を備えることが望ましい。

(オ) ドクターカー

医師の監視の下に母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療機器を搭載した周産期医療に利用し得るドクターカーを必要に応じ整備するものとする。

(カ) 検査機能

血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、輸血用検査、エックス線検査、超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものに限る。)による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能であるものとする。

(3) 病床数

ア MFICU及びNICUの病床数は、都道府県の人口や当該施設の過去の患者受入実績等に応じ、総合周産期母子医療センターとしての医療の質を確保するために適切な病床数とすることを基本とし、MFICUの病床数は6床以上、NICUの病床数は9床以上(12床以上とすることが望ましい。)とする。ただし、平成22年3月31日に現に指定されている総合周産期母子医療センターについては、三次医療圏の人口がおおむね100万人以下の地域に設置されている場合にあつては、当分の間、MFICUの病床数は3床以上、NICUの病床数は6

床以上で差し支えないものとする。なお、両室の病床数については、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) MFICUの病床数は、これと同等の機能を有する陣痛室の病床を含めて算定して差し支えない。ただし、この場合においては、陣痛室以外のMFICUの病床数は6床を下回るできない。

(イ) NICUの病床数は、新生児用人工換気装置を有する病床について算定するものとする。
イ MFICUの後方病室(一般産科病床等)は、MFICUの2倍以上の病床数を有することが望ましい。

ウ GCUは、NICUの2倍以上の病床数を有することが望ましい。

(4) 職員

総合周産期母子医療センターは、次に掲げる職員をはじめとして適切な勤務体制を維持する上で必要な数の職員の確保に努めるものとする。なお、総合周産期母子医療センターが必要な数の職員を確保できない場合には、都道府県は、当該医療施設に対する適切な支援及び指導を行うものとする。

ア MFICU

(ア) 24時間体制で産科を担当する複数(病床数が6床以下であって別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあつては1名)の医師が勤務していること。

(イ) MFICUの全病床を通じて常時3床に1名の助産師又は看護師が勤務していること。

イ NICU

(ア) 24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務していること。なお、NICUの病床数が16床以上である場合は、24時間体制で新生児医療を担当する複数の医師が勤務していることが望ましい。

(イ) 常時3床に1名の看護師が勤務していること。

(ウ) 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

ウ GCU

常時6床に1名の看護師が勤務していること。

エ 分娩室

原則として、助産師及び看護師が病棟とは独立して勤務していること。ただし、MFICUの勤務を兼ねることは差し支えない。

オ 麻酔科医

麻酔科医を配置すること。

カ NICU入院児支援コーディネーター

NICU、GCU等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、新生児医療、地域の医療施設、訪問看護ステーション、療育施設・福祉施設、在宅医療・福祉サービス等に精通した看護師、社会福祉士等を次に掲げる業務を行うNICU入院児支援コーディネーターとして配置することが望ましい。

(ア) NICU、GCU等の長期入院児の状況把握

- (イ) 望ましい移行先(他医療施設、療育施設・福祉施設、在宅等)との連携及び調整
 - (ウ) 在宅等への移行に際する個々の家族のニーズに合わせた支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及び支援
 - (エ) その他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項
- (5) 連携機能

総合周産期母子医療センターは、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

別掲2 地域周産期母子医療センターの施設基準

「周産期医療対策事業等の実施について」（平成21年3月30日付け医政発第0330011号）の周産期医療対策事業等実施要綱の第1の4に基づく周産期医療体制整備指針

2. 地域周産期母子医療センター

(1) 機能

- ア 地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものである。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができるものとする。
- イ 地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターからの戻り搬送を受け入れるなど、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。
- ウ 都道府県は、各地域周産期母子医療センターにおいて設定された提供可能な新生児医療の水準について、医療計画及び周産期医療体制整備計画に明記するなどにより、関係者及び住民に情報提供するものとする。

(2) 整備内容

ア 施設数

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センター1か所に対して数か所の割合で整備するものとし、1つ又は複数の二次医療圏に1か所又は必要に応じそれ以上整備することが望ましい。

イ 診療科目

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有するものとし、麻酔科その他関連診療科を有することが望ましい。ただし、NICUを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を有していなくても差し支えないものとする。

ウ 設備

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。

(ア) 産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい。

- ① 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器
- ② 分娩監視装置
- ③ 超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものに限る。)
- ④ 微量輸液装置
- ⑤ その他産科医療に必要な設備

(イ) 小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるNICUを設けることが望ましい。

- ① 新生児用呼吸循環監視装置

- ② 新生児用人工換気装置
- ③ 保育器
- ④ その他新生児集中治療に必要な設備

(3) 職員

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。

ア 小児科(新生児医療を担当するもの)については、24時間体制を確保するために必要な職員

イ 産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速(おおむね30分以内)に手術への対応が可能となるような医師(麻酔科医を含む。)及びその他の各種職員

ウ 新生児病室については、次に掲げる職員

(ア) 24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること。

(イ) 各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。

(ウ) 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

(4) 連携機能

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

別掲3 新生児特殊治療施設の施設基準

「厚生省周産期医療整備事業，日本産科婦人科学会・日本小児科学会の見解(1997)

その二 NICUを含む新生児治療施設の基準について

日本産科婦人科学会・日本小児科学会 平成7年7月(平成9年改訂)」

[構造]

1. 新生児特殊治療施設はNICU，強化治療室及び回復期治療室からなっている。
2. NICUもしくは新生児特殊治療施設全体が独立した構造となっている。
3. NICU部分は1床あたり7m²以上の広さがある。

[定床]

4. 新生児特殊治療施設の定床は18床以上ある。
5. NICU部分の病床は3床以上ある。

[設備]

6. 新生児特殊治療施設には，次のような設備が完備している。
独立空調設備，医療用ガス(酸素，圧縮空気)，配管設備，吸引設備，AC電源及び自家発電装置，接地，前室及び治療室内での流水手洗い設備

[機器]

7. 新生児特殊治療施設には，次のような検査治療機器が完備している。
閉鎖式保育器，呼吸循環監視装置，経皮的酸素分圧測定装置，経皮的酸素飽和度測定装置，気管内挿管器具，蘇生用器具，新生児人工換気装置，酸素投与装置一式，ネブライザー，吸引器，低圧持続吸引装置，精密微量持続点滴輸液装置，光線治療器，交換輸血用器具，ラジアントウオーマー，搬送用保育器
上記の他に緊急に対応できるならば院内他部門と共用してよいもの：
ポータブルエックス線撮影装置，心電計，脳波計，超音波断層装置，血液ガス分析装置，血糖・血中ビリルビン・血中電解質・アンモニア・肝機能などの血液生化学測定装置，及び血液一般検査・髄液検査・細菌検査設備
8. これらのうち緊急検査は24時間できる。

[医師]

9. 新生児特殊治療施設には専任の医師が24時間勤務している。
10. 指導医師は日本小児科学会認定医であり，新生児医療に深い経験を有している。

[看護]

11. 新生児特殊治療施設は独立看護単位となっている。
12. NICUには看護婦が常時患児3人あたり1人の割合で勤務している。

[地域化]

13. 地域の新生児医療の中心としての横能(搬送と情報のシステム)を有している。

[研修]

14. 日本小児科学会認定医制度に沿った医師の卒後教育のカリキュラムと，看護婦の教育カリキュラムが完備し，実施されている。

別掲4 周産期母子医療センターの施設・設備

「厚生省周産期医療整備事業，日本産科婦人科学会・日本小児科学会の見解(1997) その一
母体・胎児集中治療室など」

I. 周産期母子医療センター設置にあたっては，以下のことを提言する。

1. わが国の地域性を鑑みて，周産期母子医療センターにおける母体・胎児集中治療室の病床数の枠の多様性を考える必要がある（6～12床）。
2. 地域のセンター機能を充たしていれば，上記の多様性の枠内で補助金交付を対象とすべきである。
3. 具体的には，母体・胎児集中治療室と産科ベットによる規模を2段階に分け，それぞれを周産期母子医療センターとして認定する。

II. 周産母子医療センター（産科）に必要な病床数及び医師・看護要員数

	病床数				産科医数 #4	看護婦必要数(人/日) #5	看護婦必要数(人) #6
	MFICU #1	後方病床 #2	一般病床 #3	合計			
C #7	9～12	18～24	48～64	75～100	9～14人 以上	MFICU 9-12 後方・一般 25-33 外来 4-5	MFICU 54-72 後方・一般 外来 4-5～5-6
C' #8	6 (4～8)	12	32	50	6人以上	MFICU 6 後方・一般 17 外来 3-4	MFICU 37 後方・一般 外来 3-4

- 註 #1 MFICU:Maternal and Fetal ICU（母体・胎児集中治療室）
 #2 後方病床：母体・胎児分娩前 ならびに産褥婦病室の一部
 #3 一般病床：産婦人科病室
 #4 産科医数：MFICU24時間診療体制＋外来勤務
 #5 看護婦必要数(人/日)：MFICU24時間体制 3床に1人/3交代
 #6 看護婦必要数(人)：休日を加味し，1日必要人数×1.58とする
 #7 C：厚生省提案による施設規模
 Cは A(1次)，B(1～2次)，C(1～3次)の医療水準の仕訳に準じる
 #8 C'：比較的小規模の施設

III. 周産母子医療センターの施設・設備

母体・胎児の3次医療を行うのに必要な施設・設備を考える視点にたつて考えたものである。その根拠は，周産母子医療センター機能単位概念規定ならびに周産母子医療センター機能構成概念図(日本産科婦人科学会・日本小児科学会,1996)に求めた。したがって，各室による施設の構成はこれに従うものである。また，各室に整備されるべき設備は重複記載を厭わないものとした。

これは逆に，各種の機器，とくに診断装置については，母体・胎児特殊治療施設内にあれば，母体・胎児集中治療室，集中管理分娩・手術室(胎児治療室)，産褥集中治療室に

それぞれ設置する必要はなく、各部署からアクセスできればよいとの考え方を示すものでもある。また、ここでは主として生体検査法を中心に記載したが、血液凝固・線溶系検査などの検体検査は病院の基本的でかつ常時施行可能な機能に依存するものとした。

1. 構造

- 1) ハイリスク妊産褥婦外来
- 2) 母体・胎児特殊治療施設
 - ① 母体・胎児集中治療室
 - ② 集中管理分娩・手術室(胎児治療室)
 - ③ 産褥集中治療室
- 3) 成育母子ユニット

2. 設備として特殊な点

- 1) 空調：母体・胎児特殊治療施設は一般病棟とは独立した空調を要する。ことに集中管理分娩・手術室(胎児治療室)は空気が再循環しない垂直層流式で、バイオクリーンであることを要する。室温、湿度のコントロールもできる設備が望ましい。
- 2) 給水：母体・胎児特殊治療施設はすべて滅菌水が使用できる設備を備えておくことが望ましい。
- 3) 電気：母体・胎児特殊治療施設は万一の停電の際には自動的に自家用の非常用配電システムに変換できるような設備を備えておくことが必要である。
- 4) 配管：母体・胎児特殊治療施設の各室に酸素用、吸引用の配管を備えておくこと、加えて集中管理分娩・手術室(胎児治療室)、産褥集中治療室には圧搾空気の配管も必要である。

3. 各診療施設の設備品

- 1) ハイリスク妊産褥婦外来
 - ① 診断装置
超音波断層撮影装置(経腔、経腹用プローベ)
分娩監視装置
 - ② 治療機器
強化観察用ベット
酸素吸入、吸引機器
救急蘇生装置(気管内挿管セット)
- 2) 母体・胎児特殊治療施設
 - (1) 母体・胎児集中治療室
 - ① 診断装置
超音波断層撮影装置(経腔、経腹用プローベ)
超音波カラードプラー血流計測装置
Mモード超音波断層装置

血液ガス分析装置

パルスオキシメーター

呼吸循環監視装置

分娩監視装置

ポータブルエックス線撮影装置

② 治療機器

ICUベット

救急蘇生装置(気管内挿管セット)

酸素吸入, 吸引機器

呼吸循環監視装置

心電計

除細動器

(2) 集中管理分娩・手術室(胎児治療室)

① 診断装置

超音波断層撮影装置(経腔, 経腹用プローベ)

超音波カラードプラー血流計測装置

呼吸循環監視装置

分娩監視装置

血液ガス分析装置

パルスオキシメーター

② 治療機器

強化観察用陣痛ベット

強化観察用分娩台

手術台

開腹術用手術機器

経腹胎児手術機器(穿刺吸引装置, カテーテル)

胎児交換輸血機器(臍帯血管留置カテーテル)

酸素吸入, 吸引機器

救急蘇生装置(気管内挿管セット, 人工呼吸装置)

(3) 産褥集中治療室

① 診断装置

超音波断層撮影装置(経腔, 経腹用プローベ)

超音波カラードプラー血流計測装置

呼吸循環監視装置

血液ガス分析装置

パルスオキシメーター

② 治療機器

ICUベット

酸素吸入, 吸引機器

救急蘇生装置(気管内挿管セット, 人工呼吸装置)

(4) 成育母子ユニット

カウンセリングルーム

(註：アンダーラインは総合周産期特定集中治療管理室の施設基準(厚生省)を示す.)

別掲5 新生児特定集中治療室管理料

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(平成22年3月5日) (保医発0305第2号)

第5 新生児特定集中治療室管理料

1. 新生児特定集中治療室管理料1に関する施設基準

- (1) 専任の医師が常時、新生児特定集中治療室内に勤務していること。
- (2) 新生児特定集中治療室管理を行うのにふさわしい専用の新生児特定集中治療室を有しており、当該新生児特定集中治療室の広さは1床当たり7平方メートル以上であること。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を新生児特定集中治療室内に常時備えていること。
 - ア 救急蘇生装置(気管内挿管セット)
 - イ 新生児用呼吸循環監視装置
 - ウ 新生児用人工換気装置
 - エ 微量輸液装置
 - オ 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置
 - カ 酸素濃度測定装置
 - キ 光線治療器
- (4) 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査、血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- (5) 原則として、当該治療室はバイオクリーンルームであること。
- (6) 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、治療室又は治療室、中間室及び回復室からなる病棟（正常新生児室及び一般小児病棟は含まれない。）以外での当直勤務を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。

2. 新生児特定集中治療室管理料2に関する施設基準

- (1) 専任の医師が常時、当該保険医療機関内に勤務していること。なお、当該医師のみで対応できない緊急時には別の医師が速やかに診療に参加できる体制を整えていること。
- (2) 1の(2)から(5)の施設基準を満たしていること。
- (3) 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。

3. 新生児特定集中治療室管理料の届出を行っている病床数を一時的に超えて入院患者を受け入れた場合(超過する病床数は2床を上限とする。) であっても、他の医療機関において受入困難な状況での緊急入院などのやむを得ない事情がある場合には、次に掲げる要件を満たす場合に限り、新生児特定集中治療室管理料を算定できるものとする。また、常態として届け出た病床数を超えて患者を受け入れている場合には、新生児特定集中治療室管理料を算定する病床数の変更の届出を行うこと。

- (1) 常時4対1以上の看護配置(当該治療室内における助産師又は看護師の数が、常時、当該治療室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上であること)よりも手厚い看護配置であること。
- (2) (1)の看護配置について、常時3対1以上の看護配置(当該治療室内における助産師又は看護師の数が、常時、当該治療室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること)の基準を満たせなくなってから24時間以内に常時3対1以上の看護配置に戻すこと。
- (3) 定員超過した病床数、時刻及びその際の看護配置状況等について記録を備えておくこと。

4. 届出に関する事項

新生児特定集中治療室管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の2及び様式20を用いること。

別掲6 総合周産期特定集中治療室管理料

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(平成22年3月5日) (保医発0305第2号)

第6 総合周産期特定集中治療室管理料

1. 総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準

(1) 母体・胎児集中治療室管理料に関する施設基準

- ア 専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること。
- イ 母体・胎児集中治療室管理を行うにふさわしい専用の母体・胎児集中治療室を有しており、当該集中治療室の広さは、1床当たり15平方メートル以上であること。
また、当該治療室に3床以上設置されていること。
- ウ 帝王切開術が必要な場合、30分以内に児の娩出が可能となるよう保険医療機関内に、医師、その他の各職員が配置されていること。
- エ 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を母体・胎児集中治療室内に常時備えていること。
 - (イ) 救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等)
 - (ロ) 心電計
 - (ハ) 呼吸循環監視装置
 - (ニ) 分娩監視装置
 - (ホ) 超音波診断装置(カラードップラー法による血流測定が可能なものに限る。)
- オ 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査及び血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- カ 原則として、当該治療室はバイオクリーンルームであること。
- キ 当該治療室勤務の医師及び看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとする。

(2) 新生児集中治療室管理料に関する施設基準

- ア 第5の1の(1)から(6)までを全て満たしていること。
- イ 当該治療室に病床が6床以上設置されていること。

2. 新生児集中治療室管理料について、届出を行った病床数を一時的に超えて入院患者を受け入れた場合(超過する病床数は2床を上限とする。)は、第5の3の規定と同様に取り扱うものであること。

3. 届出に関する事項

総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の2及び様式20を用いること。

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内
日本周産期・新生児医学会 専門医制度委員会
TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104
E-mail: senmoni@jspm.org <http://www.jspm.com/>
